

1952 ~ 2006

財団法人

電力経済研究所 小史

発行 UCN会

1952 ~ 2006

財団法人

電力經濟研究所 小史

第一章 電力經濟研究所の成立	1
第二章 電力經濟研究所の活動	14
第三章 電力經濟研究所の発展	27
第四章 電力經濟研究所の将来	37
第五章 電力經濟研究所の功績	47
第六章 電力經濟研究所の組織	57
第七章 電力經濟研究所の施設	67
第八章 電力經濟研究所の出版物	77
第九章 電力經濟研究所の受賞	87
第十章 電力經濟研究所の沿革	97
終章 電力經濟研究所の歴史	107

目 次

はしがき	3
序 説	5
— 設立・活動等の要約 — (附・設立、解散時の役員など)	
第1節 設立とその背景	11
— 戦中・戦後の日本の電気事業 — (附・寄付行為 — 設立趣意書)	
第2節 「産業構造研究会」の成果	15
— 日本経済の指針 — (附・日本産業構造研究会の概要)	
第3節 原子力開発への果敢なチャレンジ	19
(1) 本邦最初の着眼	19
(2) 平和利用の理想像を求めて	20
(3) 平和調査会の目をみはる行動	22
(附・電力経済研究所「平和利用調査会」業務日誌)	
(4) 民間の原子力開発体制の統一へ	29
第4節 戦後電気事業における官民の関係	33
資料編	41
あとがき	75

はしがき

理事長 今井 隆吉

昭和27年設立された当（財）電力経済研究所は、戦後日本の経済政策のあり方と原子力平和利用への着手について大きな役割を果たすなど、50年余りにわたり各方面の御協力で所期の活動をつづけてまいりました。諸般の事情により、当財団の「解散」について、役員会一致の賛同と所管庁の了解を得ましたので、その手続きを進めてまいりました。そして平成18年11月、残余財産の国庫への寄付を以って、解散の手続きを完了いたしました。

当財団の存続期間は、あたかも戦後の電気事業の再編成から最近の「自由化」までを網羅することから、当財団の活動等を取りまとめることは、いささか史料的価値を有すると考え、ここに「小史」として刊行することと致しました。編集については主として森一久理事に、資料・刊行については馬田熙理事及びUCN会事務局に協力をお願いしました。

この機会に、長い間当財団の運営などにお力を貸していただいた方々に、更めて深謝申し上げます。

序 説

— 設立・活動等の要約 —

(財)電力経済研究所は、戦後民間関係者が設立した公益法人として最古のものに属する。講和条約が締結されて日本が漸く国際社会への復帰を果たした時、国家の基幹となる電気事業が「再編成」され、九地域別に発電・送電・配電を事実上独占する民営企業となった。これに際して、この体制において、事業経営の合理化と消費者の利益保護との調和をはかるため、所要の調査・提言を行うべく、心ある各界の識者集団により設立されたものである。(設立時の役員・事務局の名簿は8～9頁に、所在ビルの写真等は資料編口絵に)

そして、まず「日本の産業構造の課題」という、数百人の専門家が参加しての大規模な調査、それに基づく画期的な提言を行い、講和条約後の日本経済の方向付けに格段の寄与を行った。

次にエネルギーの安定確保、方策について多角的に検討し、特に原子力開発については、政府・民間への関心の点火、さらに確固とした官民の開発体制の発足などに最も大きな原動力となった。この二つの大事業は、設立後わずか数年の間に精力的かつ集中的に完遂したのであった。これらについては、その意義付けを含めて、以下の各節においてやや詳しく記述してある。

その後は、それらの成果・資源を然るべき組織に、全面的に移譲・提供した。特に、当研究所が中心となって発足させた(社)日本原子力産業会議(原産)には常務理事橋本清之助自らが常任理事兼事務局長となり、事務局員のほぼ全員が移籍し、以来その強固な発展の礎となり続けたのである。

そして、当研究所自体は、資金の半分をこの二つの事業で支出したこともあり、いわば組織存続のための事業企画などは敢えて行わず、会合や活動は最小限にとどめた。しかし、エネルギー・原子力について、常に地道な情報の分

析・提供につとめ、関連の重要事項に関して、官民の各種組織への情報提供などの支援に徹してきた。

その一例であるが、石油危機の勃発時、エネルギー供給への国民の不安が噴出する中、NHK解説委員の長岡昌氏ら心ある報道関係者が、内外のエネルギー関連情報についての、自主的な勉強会「エネルギーを考える会」の設立を企画した。しかし当時エネルギー業界に中々理解されず難渋していた。当会は津野田常務理事らが尽力し、昭和51年末設立にこぎつけた。そしてその後も、その機関誌「エネルギー・インフォメーション」の発行などに協力し、また配布の便に資するため、当研究所が或る期間「発行者」となるなど、応分の協力を行った。

またエネルギー問題に関連する周辺情報(核兵器・プルトニウムや地球温暖化、テロリズム、新技術・新資源、地政学関連の事項など)について、相当数の資料を作成、関係者に配布して参考に供した。(近年度の刊行資料の一覧は、70～73頁の通りである)。その他の会合や調査は、必要最低限にとどめ、地道な活動に終始した。

本書においては、以上のような当研究所の活動についての史実の整理とりまとめを行った。それに加えて、戦中の国家管理時代に由来する国と民間電気事業との特別な関係について、「戦後電気事業における官民の関係」としてとくに分析を試みた。これは当研究所の活動にも密接に関連し、又今後の歴史的な研究にも有用であると考えたためである。

なお、**理事長**には初代の小坂順造に続き、小坂善太郎・小坂徳三郎・小坂正堯・今井隆吉が勤めた。

設立後五十三年を経過した平成18年、この国際化・自由化の時代において、当会が公益法人として限られた資金で活動するのも、もはや限界に達したとい

う理事長の判断をもとに、5月30日の理事会において「解散」の件を慎重審議し、所管庁（経済産業省エネルギー庁）と連絡の上、6月23日の理事会において解散を最終的に議決した。認可・官報への公示など所要の手続きを滞りなく進め、11月末残余財産の処分を終えて、当財団は正式に解散したものである。（その手続きの詳細と、解散時の役員、関係者担当者名などは9頁の第2表に掲げた）



小坂順造



橋本清之助



小坂善太郎



津野田知重

第1表 電力経済研究所の体制（昭和30年）

理事長	小坂順造	電源開発株式会社総裁
顧問	石黒忠篤	参議院議員
	岩田宙造	法学博士
	加藤武	元三菱銀行頭取
	後藤文夫	参議院議員
	名取和作	元貴族院議員
常務理事	橋本清之助	元貴族院議員
	津野田知重	電源開発株式会社秘書役
理事	水岡平一郎	発送電興業株式会社社長
	青木一男	参議院議員
	安藝皎一	東京大学教授、資源調査会副会長
	石井英之助	全国販売農業協同組合連合会々長
	稲葉秀三	国民経済研究協会理事長
	小汀利得	国家公安委員
	奥むめお	参議院議員
	工藤昭四郎	東京都民銀行頭取
	小坂善太郎	衆議院議員
	小坂徳三郎	信越化学工業株式会社副社長、
	後藤隆之助	東京高速道路株式会社取締役
	郷司浩平	日本生産性本部専務理事
	櫻井督三	電源開発株式会社理事
	佐島敬愛	国際商業会議所
		日本国内委員会事務総長
		衆議院議員（元商工次官）
		日本放送株式会社専務取締役、
	日経連専務理事	
	科学研究所主任研究員	
	一橋大学学長、中央労働委員会会長	
	衆議院議員	
	電源開発株式会社副総裁	
	発送電興業株式会社監査役	
監事	小林 薫	社団法人後楽クラブ監事

事務局 早川淳一（局長）、山分美治、市村寿朗
須藤忠和、加藤 格、飯塚幸子

第2表 解散時の役員など^(注)

理事長	今井隆吉	前杏林大学客員教授（元軍縮大使）
理事	遠藤哲也	前原子力委員長代理
	大河原良雄	（財）世界平和研究所理事長（元駐米大使）
	大場智満	（財）国際金融情報センター理事（元大蔵省財務官）
	小坂健介	（株）信濃毎日新聞社社長
	小林庄一郎	関西電力（株）顧問
	小山森也	（財）簡易保険加入者協会相談役（元郵政事務次官）
	佐々淳行	（有）佐々事務所社長（元内閣安全保障室長）
	高島 弘	前（社）全国交通安全母の会連合会専務理事
	田畑米穂	東京大学名誉教授
	中馬清福	前（株）朝日新聞社代表取締役専務
	續 訓弘	前参議院議員（元東京都副知事）
	馬田 熙	（株）エーイーワークス
	福川伸次	（株）電通顧問・電通総研研究所長（元通産事務次官）
	南 直哉	東京電力（株）顧問
	森 一久	UCN 会代表幹事（元原産常任副会長）
監事	箕作元秋	前（株）産業情報センター会長
事務局	（局長） 齋藤 實（平成18年1月まで）	
	（ 〃 ） 馬田 熙（理事，18年2月以降）	
	塚平千寿子	
	津田敦子（UCN 会兼務 18年2月以降）	
所官庁	経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課	
	担当官 青木和代（平成18年6月まで）	
	袴田明日香（平成18年7月以降）	

（注）役員全員が、解散時の「清算人」をつとめた

第
買
後、
代の
余
の
の
集
経
あ
に大
にや
家
技
り
み
西



昭和32年当時の街の風景（銀座）
（写真提供：共同通信社）

第1節 設立とその背景

— 戦中・戦後の日本の電気事業 —

昭和13年「国家総動員法」が公布され、電気事業も、配電部門を除き、実質国営に一本化され、翌年4月日本発送電株式会社（日発）が設立された。爾後、戦時中の完全な国家管理の時代を経て、戦後は占領軍の指導の下、冷戦時代の到来とともに、日本そのもの世界戦略上の位置づけが確定するにつれ、紆余曲折の末、昭和26年に日発は解散、「電気事業再編成」が実施された。（その経緯の詳細は、添付の「年譜」に、関連の内外の動向と対比しつつ整理したので、参照されたい。）

戦時中のことで止むを得ない出来事であったとはいえ、明治以来激しい離合集散や競争をへて、日本の電力供給を担い続けてきた数多くの民間電気事業の経営者からすれば、この十数年に及ぶ国家管理時代の苦悩は忘れがたいものであった。それに対する強い警戒心が、戦後の民間電気事業経営者の理念のなかに、とくに官民関係において、「基底音」として続き、電力行政のあり方にも大きな影響を及ぼしてきた。そのあいだ、電気事業と政府との間の折衝、とくに分担・協力・人事・体制構築等々に、日本独特の一種実際的な仕組みや慣習や秩序が次々と持ち込まれてきた。

当時の官僚は学識・意欲・責任感も高く、国民の信頼も厚かっただけに、国家管理の「再来」を極端に警戒し続けたのであろう。

国家管理に対するこの「警戒心」ともいえるものは、戦後の民間電気事業の抜きがたい体質となり、実に多くの「功」と「罪」を招来してきたものであり、将来の史家の分析を期待しておきたいが。本書でも、後に若干の分析を試みた。（33頁「戦後電気事業における官民の関係」）

さて、この事にも関連するが、全国九地域別の独占の、民営の発電・送電・配電の一貫会社という新体制に加え、折から始まった東西冷戦下での日本の役

割が明確になり、そのための産業強化と電力不足の打開が喫緊事となった。そして翌昭和27年には、この九電力体制を「補完する」という理由で、大規模水力発電開発等民間では開発困難な（発電）事業を担当する「電源開発株式会社」が、政府出資による特殊会社として設立された。（当時の民間電力の状況では「民営」を主張とするわけにも行かず、発生電力はすべて民営の九社が買い取り送配電するという条件に、官民合意ができた。）そしてその初代総裁には、大物政治家高碓達之助が就任したが2年後二代目として役所からでなく、日本発送電の最後の総裁でありまた同社での実績等から民間の信認も厚い、小坂順造氏が任命された。

小坂氏を中心とする顔ぶれは、(財)電力経済研究所〔以下、「当研究所」と略称する〕の、別記の「概要」の役員名簿に含まれている人々であるが、無謀な戦争で日本を壊滅に陥れたことについて、心底から自らの「責任」を感じているという真摯な心情を共有しておられた、大御所グループということが出来よう。

その観点から、エネルギー供給、特に電気事業の健全性こそ、国家の安定を保つ根本であるということ、そのことについて従来の「しがらみ」に拘泥しないで「大局的に」、政策研究や提言を行う組織が是非必要であり、これを日発解体の記念として設立すべきだいう事になった。

役員顔ぶれは、同じ考えを持つ各界の有力者を網羅した。資金は日本発送電の解散手続き時の余金から六千万円を提供され、うち六百万円を基本財産として発足した。設立の趣旨として「定款」の最初に「電力の生産者と消費者との利益の均衡を図り・・・」と、活動の目的意識が明確に記載されている。（次ページ「設立趣意書」参照）

昭和二十七年十月三日 設立許可

財団法人 電力経済研究所
設立趣意書
寄附行為

設立趣意書

日本発送電株式会社は、昭和二十六年五月一日、過度経済力集中排除法及び電気事業再編成令に基き、解散するに到ったが、同社が昭和十四年四月一日設立以来、我国電気事業界に残した業績は、寔に没し得ざるものがある。

思うに、電気事業は、基礎産業として、国家経済の興隆、国民生活の安定と直接不可分の関係にあるものであるが、事業の性格上、多かれ少なかれ地域的独占性を有するため、その経営はややもすれば恣意的に流れ、消費者の利益養護に欠くる虞なしとしない。従つて、事業経営の合理化と消費者の利益保護との調和を得ることが、公益事業たる電気事業の使命を果たす道といわねばならない。

右の見地に立つて、電気事業の健全なる発展に資し、且つは日本発送電株式会社の足跡を記念するため左記により電力経済研究所を設立するものである。

第2節 「日本産業構造研究会」の成果

— 日本経済の指針 —

折しも日本は、講和条約が締結され漸く独立国として本格的な経済復興に取り組む時を迎えていた。朝鮮戦争の特需は日本産業復活の大きな刺激となり、またわが国は第一次産業をはじめとして、多くの潜在力や可能性を保持していることは間違いないけれども、ただ手を付けやすい部門とか外部からの需要に反応して残った設備・技術・人材を手がかりに日本経済を構築してゆくだけでは、刻々進化する世界経済の嵐の中で、文字通り大海に浮かぶ木の葉の如き運命をたどるほかないであろう。その指針を得るため、産業のあらゆる分野を対象に、またそれを総合分析するため、官民の学識者を動員して、早急にこの際産業復興の方向と課題をとりまとめることとなった。

それが、「日本産業構造の課題」であり、昭和30年に完成した大規模の調査であるが、そのため立ち上げた研究会は一ツ橋大学長中山伊知郎を座長に200名を超える委員・専門委員で構成され、事務局も、通産省大臣官房と当研究所が「共同で担当する」という、異例の意気込みで精力的に進められた。出来上がった上下二巻1,400頁（A5、8ポ縦組み）のその内容は、今日から見ても資料として有用であり、また結論として述べられている提言も示唆に富む。（資料編口絵写真と49～63頁を参照）

当時日本が抱える二つの難題は人口圧力とデフレの克服であり、これに本格的に取り組む方策を求めることが、この大委員会の使命であったが、中山委員長は序文において、産業構造の問題に取り組むことこそ、この難題を解く唯一の道であること、そして科学的に精密な分析結果を国民に提示する事の緊急性を熱っぽく語っている。これは当時の日本の苦境を端的に伝えるとともに、経済学的方法論の解説としても抜群である。また産業別の分析手法と使用された基本データにも貴重なものが多い。その膨大な調査結果をここに紹介するの

はとても不可能であるので、ここでは研究会の概要を、また資料編に委員会の構成、調査の基本構想、産業別の結果概要などを(49～63頁で)参考に供することとした。

【附】日本産業構造研究会の概要

(I) 研究会の概要

一. 設立の趣意

わが国の経済政策に確乎たる指針を付与するためには、国民経済の構造的な特質の把握と、国際的環境に適応しつつ最も合理的な経済成長を計るための諸条件の選択と総合とがなされなければならない。特に世界経済の正常性の回復によって招来される世界的な輸出競争の激化に対処してわが国産業の輸出競争力を強化するためには、日本経済の構造的基盤に立脚した合理化が計られなければならない。

かくして、さきに産業合理化審議会産業構造部会に参加した諸氏を中心にして日本産業構造研究会を設立し、左記によりその研究の発表拡充につとめることにした。

記

1. 日本産業構造検討の目的と角度

- a. わが国経済政策に確乎たる指針を付与するためには、国民経済の構造的な特質の把握と、国際的環境に適応しつつ最も合理的な経済成長を計るための諸条件の選択と総合とがなされなければならない。これについては経済諸量の相互連関についての理論的な研究が要請せられるのであるが、これと平行してその裏付けとなる最適な産業構造への接近のための政策的努力を欠いてはならない。ことに今後の世界経済の影響は相当強硬なものが想定されるので経済政策の転換が問題となる現段階においては特にこの問題への対決は主要な意味をもつ。
- b. 世界経済の正常性の回復によって招来される世界的な輸出競争の激化に対処し、わが国産業の輸出競争力を急速に強化するとともに、国内資源を活用して極力輸入節減につとめなければならないが、限られた資本と資源に基いて増大する雇用を吸収しつつ、輸出振興につとめるには短期的な条件に左右されるこ

となく、一定の条件に基いた長期的な想定の下にわが国の産業構造を合理化し、これによって国民経済における最大の効率を求める方向を見出さなければならぬ。

2. 産業構造調査事項

- a. 世界経済の構造変化と日本産業構造ならびに貿易構造との関連の検討（総合部会・貿易小委員会）。
- b. 国際収支均衡達成の視点より見た最適産業構造の想定（総合部会・貿易小委員会）。
- c. 農林水産業と日本産業構造との関連の検討（農林水産小委員会）。
- d. 資源の配分と産業構造との関係についての研究調査（エネルギー小委員会）。
- e. 基礎産業ならびに新規産業と産業構造との関連の検討
（資本財小委員会・新規産業小委員会）。
- f. 雇用および国民所得と産業構造との関係についての研究調査（雇用小委員会）。
- g. 生産性ならびに技術水準の調査研究（生産性小委員会）。
- h. 産業投資と産業構造との関係についての研究調査（投資小委員会）。
- i. 産業構造合理化と諸産業計画との関連の検討（総合部会・各小委員会）。
- j. 産業構造合理化を実施するための方策の検討（総合部会・各小委員会）。

二. 委員および専門委員

委員

- 一橋大学学長 中山伊知郎（委員長）
- 農業総合研究所所長 東畑精一
- 東京大学教授 有沢広巳
- 日本農業研究所所長 石井英之助
- 日本銀行副総裁（前日銀理事） 井上敏夫
- 日本銀行理事 古沢潤一
- 経済団体連合会副会長 植村甲午郎
- 日本商工会議所専務理事 岡松成太郎
- 国民経済研究協会理事長 稲葉秀三
- 八幡製鉄株式会社常務取締役 島村哲夫
- 三井鉱山株式会社社長 栗木幹
- 森林資源総合対策協議会常務理事 田中申一

日本銀行政策委員 小室恒夫
国際商工会議所国内委員会事務総長 佐島敬愛
経済企画庁計画部長 佐々木義武
同 調整部長 松尾金蔵
通産省官房長 岩武照彦
同 企業局次長 福井政男
同 通商局次長 大堀 弘

専門委員

一橋大学教授 篠原三代平
専修大学助教授 江口英一
東京大学助教授 大石泰彦
国民経済研究協会理事 松尾均
日本銀行調査局長心得 古野俊彦
三重県知事（前農林省官房調査課長） 田中覚
日本開発銀行調査課長 宮下武平
日本興業銀行調査部次長 高橋表美
石炭協会調整課長 阿部陽一
八幡製鉄株式会社調査課長 桑原季隆
不二商事株式会社業務部次長 中川忍一
全国銀行協会連合会調査部次長 北原道貫
経済団体連合会経済協力部長 千賀鉄也
I・C・C代表取締役 足立英夫
農業総合研究所所員 宋戸寿雄
失業対策審議会事務局長 水川依夫
防衛庁防衛研修所所員 佐伯喜一
防衛庁装備局武器課長 山本一彦
大蔵省官房調査課長 塩谷忠男
同 為替局総務課長 佐々木庸一

第3節 原子力開発への果敢なチャレンジ

(1) 本邦最初の着眼

当時日本にとってもう一つの大問題は、いうまでもなくエネルギー源の確保であった。石油問題こそ、日本をあの無謀な、大戦にのめりこませたきっかけであったが、「平和国家日本」が国際資源争奪戦に関与し得る資格も能力もない事は明らかであった。それゆえ石炭生産の再開（いわゆる「傾斜生産」）と大規模水力への着手は早かったが、そのかなりの包蔵量といえども、将来のエネルギー需要の増加に耐えられないことは、火を見るより明らかである。因みに、前項の「産業構造調査」の中でも、昭和75年（2000年）の日本のエネルギー需要は石炭換算4億トンと推定し、国内資源では最大限に利用しても、石炭・水力で高々4割の供給も難しいとしていた。（その後の実績と照らし合わせて、これら予測値の正確さは、すばらしい。）

当電力経済研究所が、最初は「新エネルギー研究会」という名称で、非常に早く研究所の設立準備段階から、原子力発電問題に重点的に取り組むことになるについては、二つの運命的な出来事が起点になっている。しかも、それは原子力のもつ本質と取り組み方、被爆国日本の国民感情についての識者や産業人の思い込みといった、「果たして日本で原子力平和利用が、国民感情的にまた国際関係上、実現可能か」という当時国論を二分していた大問題を解く鍵と密着する出来事であった。

先ず昭和23年12月のこと、長い釈放運動がようやく実をむすんで、巣鴨刑務所から出てきた後藤文夫（二・二六事件当時の内務大臣）は、出迎えた橋本清之助（同じく内相秘書官、近衛文麿のもと「大政翼賛会」事務局長、勅撰の貴族院議員）に、「アメリカじゃ、原爆で電気を作ろうとしている・・・日本もその（平和利用の）



後藤文夫

権利を主張し、復興に使わねば・・・。」という第一声を発した。その口調には、英語にも堪能な後藤が獄中で、米国の新聞や資料を調べ考えた上での確信がみちがっていた。日本で最初に原子力発電を発想し発言した識者は、この後藤をもって嚆矢とする。(なお、アメリカによる世界最初の原子力発電は、その2年後の昭和25年12月)

両氏はそれを契機に、本問題を折に触れ相談し合っていた。その3年後、小坂順造が電力経済の理事長を引き受ける際、実質責任者(常務理事)として、橋本が後藤らの推薦で就任した。そして、原子力の「夢」は、この電力経済研究所で花を咲かせることになる。研究所では設立の準備段階から、茅誠司・伏見康治・杉本朝雄・田中慎次郎氏などの学識者から、原子力の原理や国際情勢・情報を聞く「勉強会」を数多く開いていた。さらに、米国を中心とする諸外国の原子力情報などを、厳選して翻訳し小冊子として各界に提供し、また折しも米国で創立された民間の公開討議組織 Atomic Industrial Forum (AIF) の外国会員として加入した。(AIFでは、外国会員は一国一機関に限ると定めていた。)(AIF, フォーラム)

(2) 平和利用の理想像を求めて

第二のエピソードは平和利用に対する国民合意の基本に関連するものである。当研究所が昭和28年に発表した「日本も原子力平和利用着手の準備を急ぐべし」とする提言が、意外な「出会い」を呼び込んだのである。この提言は、当然新聞紙上にも大きく掲載されたが、これに「抗議」を申し入れるべく、数人の若者が研究所を訪れた。

当時国内世論は平和利用着手の是非をめぐり、賛否千路に乱れ、千差万別の状況。大方の識者は「右は賛成、左は反対」、「国民の原子力アレルギーにはお手上げ」という風に単純に理解していたし、それ故電力上層部には原子力を言い出すのは「火中の栗」と否定的な雰囲気もあった。しかし、その議論は、被

爆・平和の理念の違いを反映して問題点の指摘が続き、日本学術会議でも甲論乙駁なかなか結論が出ず、後に「札束で学者の頬を叩く」と言う代議士も出た位であった。

そのなかで「原子力談話会」という名の、今日流に言えばNPOが、自前の資金・労力で活動を始めていた。同会は、原子力平和利用への賛否は別として、先ず「事実と情報を勉強しよう」という趣旨で、全国からの30歳未満の大学などの助手・研究者クラスの、会員60名余が、すでに二回の合宿勉強会を終え、原子力開発着手の是非の議論も始めていた。特に当時軍事一色の世界の中で、先進（核兵器）国の影響を排除して平和利用を厳守し、また日本の科学技術者の力を結集できる体制が一体作れるのか、また国民の監視が十分行き届くように出来るものか、後の原子力「三原則」の萌芽となるような議論も始めていた。同会の彼らは、新聞で電力経済研の「提言」をみて、これら嘴の黄色い面々は、「原子力は広島・長崎という未曾有の痛い経験を経た神聖な技術」それを、財界が儲けの種と目をつけたのかと、「談話会」の世話人数名が抗議に乗り込んできたのであった。

丸の内二丁目赤レンガの仲十二号館にあった電力経済研究所(資料編口絵写真)。応対したのは橋本清之助・津野田知重両常務理事、早川淳一事務局長。橋本は「儲けの種?。そんな事考えてもいない。私ら、戦時中に結局軍部を抑えられず、日本を破滅に陥れてしまった責任を忘れ得ない。それだけに、もし原子力が日本の復興に役立つならば、犬馬の労をとりただけである……。君ら、外で文句ばかり言ってないで、原子力開発に参加し、平和利用が正しく進むよう、力を尽くすべきじゃないのか・・・」と。談話会側「自分ら、アカとかなんとかいわれて、入れてはくれまい・・・」、橋本「いや、遅れた日本が追いつくには、全員参加の体制が必須と、与野党一本で“基本法”をつくるよう相談してもらっている・・・」。

以上ドキュメンタリー風に一部を紹介したが、何度かの接触の結果、電力経

済研の「長老」と談話会の「若手」は、互いに相手の原子力に対する「真剣さ」に強い共感をもつに至った。

これを契機に、電力経済研は、外国文献の翻訳や分析など、「談話会」のメンバーから全面的な協力を得た。同時に小坂順造が総裁に就任した電発では、原子力室を設置することとなり、専門家を採用したいと、その推薦を「談話会」に頼んだ。これにはさすがに談話会側も緊張、有志相談会を招集、「それを受けてはテキに塩を送るに等しい」などという過激な意見も出たが、「希望者があればよかろう」ということで収拾した。その結果、立花昭氏（東京文理大物理卒）が電源開発の「原子力室」に第一号として採用され、早速、第一回国際原子力平和利用会議（ジュネーブ会議、1954）に派遣するなど、幹部として育成する。さらに、電気・機械の技術者は勿論、原子力の国際関係・社会問題を調査する事務系（原子力室長 一川村泰治 一元満鉄調査部、佐久間稔 一慶応大経卒、フルブライト留学、など）を揃えていった。

（3）平和調査会の目をみはる活動

電力経済研究所の原子力平和利用調査会の活動は、少数の事務局ながら、わずか2年ほどの間に目をみはらせるほどのものであった。これは前述のように橋本清之助を中心に、「原子力平和用を日本復興のために」という純粋で燃え上がるような熱意が、関係者の心を揺さぶったからこそ出来たものであろう。次の表にあるような、どれも日本で初めての、情報分析、「原子力新聞」の発刊〔題字は縦の草書。第7号から「原子力産業新聞」に〕、「講習会」の開催等々で、いずれも後に「原産」に引継がれたものだが、これら平和利用調査会の活動に対しては、「原子力談話会」のメンバーに加え、学者、新聞記者、論説委員、政府職員と、当時としては正に一流の「オールスター・キャスト」が全面協力を惜しまなかったのであった。（その様子は次頁以降ならびに資料64～73頁に）

【附表】

6月18日

6月20日

6月25日

6月25日

7月2日

7月5日

7月8日

7月14日

7月22日

7月25日

8月5日

8月5日

8月9日

8月10日

8月15日

8月16日

8月17日

8月25日

8月25日

8月25日

【附表】電力経済研究所「平和利用調査会」業務日誌

(昭和30年6月～31年3月)

(敬称略)

- 6月18日 原子力平和利用調査会創立総会
- 6月20日 アトミック・インダストリアル・フォーラム AIF に加盟
- 6月25日 新米原子力法とアメリカ民間企業（資料第16号）の刊行
- 6月25日 原子力情報（第14号）刊行
- 7月2日 第1回専門委員会の開催
本調査会の組織、機構、運営方針について協議
- 7月5日 アメリカ新原子力法と双務協定（資料第17号）の刊行
- 7月8日 第1回運営委員会の開催
本調査会の組織、機構、運営方針の決定
- 7月14日 常任委員として橋本清之助、安芸皎一を委嘱
- 7月22日 第2回運営委員会の開催
昭和30年度事業並びに予算書の審議、これに関連し賛助会員制度の審議決定
- 7月25日 原子力情報（第15号）刊行
- 8月5日 第1回合同部会の開催
日米原子力協定の問題点の審議
- 8月5日 原子力訳語集の刊行（再版）
- 8月9日 法制部会主査として顧問岩田宙造を委嘱委員15名を決定した
- 8月10日 渉外資料部会主査として委員科学研究所主任研究員杉本朝雄を委嘱、同部会委員6名を決定した
- 8月15日 フォーラム第三年次総会開催に関し出席の招請を受く
- 8月16日 第1回法制部会の開催
日米原子力協定の問題点について審議を行った
- 8月17日 第1回渉外資料部会の開催
内外の原子力情報、資料刊行について協議した
- 8月25日 原子力情報（第16号）の刊行
第2回合同部会の開催
日米原子力協定の見解についての原案審議
- 8月25日 アメリカの民間における原子炉開発（資料13号）の刊行
- 8月25日 原子力関係資料目録（第1巻第1号）の刊行

- 9月 1日 日米原子力協定の見解（資料第18号）の刊行
- 9月 2日 運営小委員会の開催（賛助会員募集に関して）
- 9月 8日 原子力平和利用国際会議を終えて（資料第19号）の刊行
- 9月15日 原子力平和的利用海外調査団報告書（資料第20号）の刊行
- 9月15日 原子力関係資料目録（第1巻第2号）の刊行
- 9月20日 **ヨーロッパ原子力機関協会入会**についてランダース氏来所
- 9月21日 第2回渉外資料部会の開催
- 9月22日 米フォーラム第三年次総会（9月26.27.28日）に本会より電源開発株式会社川村泰治、三菱造船株式会社山本三郎を派遣
- 9月23日 第1回原子力月例懇談会の開催
産経会館において会員約160名参加
- 9月23日 フォーラム会員パスコ会社（アメリカ土建会社）より原子力関係資料に関して連絡
- 9月25日 **原子力新聞**（創刊号）刊行
- 9月25日 原子力関係資料目録（第1巻第2号）の刊行
- 9月25日 原子力情報（第17号）の刊行
- 9月26日 ヨーロッパ原子力機関事務局長オルパ・ロバートカーサーより入会について同協会規則書の送付を受ける
- 9月28日 第2回法制部会の開催
- 10月 1日 イギリスにおける原子力発電と水火力発電の比較（資料第21号）の刊行
- 10月 5日 第3回合同部会を開催、当調査会に放射性同位元素部会の設置について協議し同主査に化学研究所主任研究員理学博士山崎文男氏を委嘱し委員9名を決定した
- 10月10日 渉外資料部会を開催、原子力情報編集について協議した
- 10月10日 **フォーラム・メモ**（AIFのものもの翻訳）第1号の刊行
- 10月15日 原子力関係資料目録（第1巻第3号）の刊行
- 10月17日 第2回原子力月例懇談会を産経会館6階において開催した
- 10月19日 第1回総合エネルギー部会を開催資源調査会副会長安芸咬一博士を主査に委嘱委員19名を決定した。
我国のエネルギーの現状と将来についての草案の要旨説明

- 10月20日 第3回渉外資料部会を開催
フォーラム資料およびジュネーブ会議資料の検討
- 10月25日 原子力情報（第18号）刊行
- 10月25日 原子力新聞（第2号）刊行
- 10月25日 第3回法制部会の開催
我国原子力法の要項について政府案の説明を聴取した
- 10月26日 第1回放射性同位元素部会の開催
わが国の放射性同位元素に関する実体把握についての検討を行った
- 10月28日 経済部会主査として一橋大学教授中山伊知郎を委嘱、委員14名を決定した
- 10月30日 初期の原子力発電所における発電コストとプルトニウムの価値（資料第23号）の刊行
- 11月1日 第2回放射性同位元素部会の開催
放射性同位元素の実体の調査方法を協議した
- 11月2日 第1回原子力講習会の開催（第1日）
産経会館5階において本日より毎週1回開催
- 11月4日 第2回エネルギー部会の開催
「わが国のエネルギーの現状と将来」草案の検討方針について協議した
- 11月8日 第2回原子力講習会の開催（第1日）
申込多数のため第二組を編成、本日より第1回と同様毎週1回産経会館において開催
- 11月9日 第4回法制部会の開催
各国の原子力法につき金沢良雄、入江啓四郎より説明を聴取した
- 11月10日 世界の原子炉表（資料第24号）の刊行
- 11月15日 原子力関係資料目録（第1巻第4号）の刊行
- 11月16日 フォーラム・メモ（第2号）の刊行
- 11月16日 フォーラム・メモ特別号（第3号）の刊行
- 11月18日 第3回運営委員会を東京会館において開催
当調査会第2回総会開催について打合せを行い、会計担当委員に東京都民銀行頭取工藤昭四郎、発送電興業株式会社社長水岡平一郎を委嘱した

11月25日	原子力情報（第19号）刊行	12月2
11月25日	原子力新聞（第3号）刊行	1月1
11月26日	第1回 経済部会 の開催 当部会としての研究方針を協議し、当面世界各国の原子力開発の実情を聴取することに決定	1月1
11月28日	第4回 渉外資料部会 の開催 調査案に基づいて集計方法と分類方針の協議	1月1
11月30日	第3回 総合エネルギー部会 の開催 燃料消費の変遷について委員馬場有政氏よりその概要を聴取し、わが国エネルギーの現状と将来の取纏め検討方針について協議	1月1
12月3日	主査会議を開催し「わが国の原子力体制の整備と運用について」見解を發表することに決定	1月1
12月4日	第4回 総合エネルギー部会 を開催し「わが国エネルギーの現状と将来」の取纏め検討について協議	1月2
12月13日	第3回 原子力月例懇談会 を産経会館において開催 当日の出席者、役員並びに会員140名参加	1月2
12月15日	第2回 経済部会 の開催 ソ連を含む各国の原子力事情 について藤岡由夫氏の説明を聴取	1月30
12月15日	原子力に関する 特許 について（資料第28号）の刊行	
12月15日	原子力関係資料目録（第2巻第1号）の刊行	2月1
12月19日	第5回 法制部会 の開催 「わが国原子力開発の体制について」草案の検討審議の結果合同部会に原案を提出	2月4
12月20日	第4回 合同部会 の開催 法制部会より提案の「わが国原子力態勢についての見解」を検討審議の結果、見解を發表することに決定	2月9
12月20日	わが国原子力法制の運用整備についての見解を發表	
12月21日	第1、2回 原子力講習会 の終了	2月1
12月22日	第4回 総合エネルギー部会 の開催 「わが国エネルギーの現状と将来」の執筆者の決定	2月15
12月25日	原子力情報（第3巻第1号）の刊行	2月15
12月25日	原子力新聞（第4号）の刊行	

- 12月28日 原子力の経済性について（資料第25号）の刊行
- 1月10日 フォーラム・メモ（第2巻第1号）の刊行
- 1月11日 第5回渉外資料部会の開催
新着海外資料、ジュネーブ会議資料の検討
- 1月12日 第4回放射性同位元素部会の開催
アイソトープの利用に関する調書の集計方法と分類について協議
- 1月15日 原子力関係資料目録（第2巻第2号）の刊行
- 1月15日 アメリカ原子力開発（資料第27号）の刊行
- 1月16日 第3回経済部会の開催
「エネルギー問題としての原子力について」安芸皎一博士の説明を聴取
- 1月18日 第4回月例懇談会を産経会館において開催
正力国務大臣、伏見康治博士の講演、当日出席者は**役員、会員180名参加**
- 1月20日 第6回法制部会の開催
当部会の今後の研究方針について協議
- 1月28日 電力経済研究所調査会の合同役員会を開催
原子力産業会議設立に関する**当調査会の態度**について協議
- 1月30日 第4回経済部会の開催
「アメリカの原子力開発」について嵯峨根遼吉氏の説明を聴取
- 2月1日 原子力情報（第3巻第2号）の刊行
- 2月4日 第2回専門委員会の開催
原子力産業会議設立についての経過を報告
- 2月4日 第5回放射性同位元素部会の開催
アイソトープの利用に関する調書の集計について分類結果表を検討
協議
- 2月9日 **第3回原子力講習会**の開催
産経会館6階において本日より毎週1回11週間に亘る講習会を開催
- 2月10日 フォーラム・メモ（第2巻第3号）の刊行
- 2月15日 **原子力機関車**について（資料第29号）の刊行
- 2月15日 わが国の原子力開発に当って（資料第3号）の刊行
- 2月15日 原子力関係資料目録（第2巻第3号）の刊行

- 2月17日 第5回経済部会の開催
「放射性同位元素の先進国とわが国における現状」平田穰氏より説明を聴取
- 2月18日 第6回放射性同位元素部会の開催
アイソトープ利用調書の集計について分類結果表の中間報告案を協議
- 2月25日 原子力新聞（第6号）の刊行
- 2月25日 第7回放射性同位元素部会の開催
アイソトープ利用調書集計書の分類結果を中間報告
- 2月27日 第5回月例懇談会の開催
産経会館において当調査会放射性同位元素部会主査山崎文男博士よりアイソトープ利用の実態についての報告につづき東電社長高井亮太郎氏の講演、当日出席者は役員、会員150名参加
- 2月29日 電力経済研究所及調査会の**合同役員会**の開催
原子力産業会議設立に関する当調査会の態度について協議「積極的に参加」を決定
- 3月10日 フォーラム・メモ（第2巻第3号）の刊行
- 3月11日 原子力情報（第3巻第3号）
- 3月14日 運営委員会の開催
日本原子力産業会議へ参加について当調査会の今後の方針につき協議した

(4) 民間の原子力開発体制の統一へ

電力経済研や電発のこうした積極的な取り組みは、メーカーは勿論、政府・国会など各方面に大きな影響を与えた。特に、民間電気事業の経営者は、そのころから原子力発電に対して積極的な態度に傾斜し始めた。

次に、平和利用に国民・マスコミの合意を得るには、開発全体を公明正大にするほか無いと関係者が「心を決めた」ことである。具体的には、それまで学界（茅・伏見両氏など）が提案していた、自主・民主・公開の「三原則」の旗を掲げれば、挙国的な取り組みが可能になるという「割り切り」に、有力政治家も踏み切り、原子力基本法、原子力委員会などの法律・体制の整備が、これを契機に堰を切ったように具体化した。

その結果原子力平和利用は、完全な与野党一致と世論の支持の下で始まったのである。政府の取り組みも、原子力委員会・科学技術庁中心に一本化され、正力松太郎氏（読売社主、戦前は橋本と同じく3人の勅撰貴族院議員の一人）が、副総理として委員長・長官を兼ね、全面的に原子力を取り仕切ることとなった。

一方民間では、電力、大手電機に経団連、電工会など、われ先に「研究会」や「懇談会」など、原子力の旗を掲げるなど、バスに乗りおくれるなどばかり、「百家争鳴」の観を呈していた。

当電力経済研究所の橋本ら幹部は、原子力の調査研究・国際活動で先を進んでいたけれども、元々平和利用で点を稼ごうなどという気持はまったくない。日本としてこの新エネルギーをどうすればものに出来るか、先進国に追いつけるか。政府が省庁の垣根を取り払い一本となって原子力に取り組もうしている今、このような民間の状況は目に余ると考えた。

橋本はかねて親しい正力氏と鳩首協議の結果、「根回し」などに時間をかけては時間の無駄、いっそのこと**正力大臣の緊急提案**を民間にぶっつけるのが近

道、と意見一致した。その「正力談話」は二日後に、「原子力開発は国家の急務、政府が一体でとりくむこととなった以上、民間においても原子力関連の諸組織を合体し、強力な体制で臨むよう切望する」と、新聞のトップを飾った。

これに呼応して、当電力経済研究所は「一本化に賛成、それが実現するなら、当研究所の所有する情報・資料・既得の権利など、すべて提供するに、やぶさかでない」と声明を発して経団連、電事連、などと連絡し、調整を積極化していった。その結果民間の活動は「日本原子力産業会議」（原産）に一本化され、積極的取り組みが開始されることとなる。その間、わずか三ヵ月。

そして昭和31年3月1日、「原産」は足立正日本商工会議所会頭を発起人代表として設立された。しかし、このような大切な責任ある団体のあるべき姿についての理解が、電力経済研とその他の団体とでは、かなり違うことが、人事の割り振り・交渉で露呈してきた。その一つは、橋本が、「常任理事として入るなら事務局長を兼務するのだから、参加しない」と強硬に主張して一步も譲らず、結局、松永安左衛門・小坂順造の直接対決で決着した。

それでも、当初は、陣取り合戦の結果、橋本常任理事・兼事務局長のもと、事務局次長は経団連から、調査部長は電事連、事業部長は電力経済研、渉外室長は元役所という風に、それぞれの親元からの出向または派遣で占められていた。橋本は、親元云々で差別する気持は毛頭ないが、事務局幹部が「腰掛」的な、あるいは利益代表的な人物では、原子力開発事業の創設・推進という歴史的使命を果たせないと、菅禮之助会長の同意をてこに、辛抱強く事務局の人材の蓄積にとり組み、数年後からは新卒採用も手がけた。

このようにして、社団法人日本原子力産業会議は（菅禮之助会長・総理府主管）は、橋本のもと、執行部と事務局が一体となり、民間唯一の原子力総合団体として半世紀にわたり、政府に提言・協力しつつ開発政策の強力な推進力となりつづけた。（なお、原産は政府とは一線を画し、補助金、人事の交流等は行わないで活動してきた。）

そして、政府や原産の初期10年ほどの間の原子力活動は、その大部分が実質的に、電力経済研究所がすでに調査研究を済ませていた政策、法制、計画を具現化したものである。(資料編64頁以降に列記)

電発原子力室のその後 このように原子力への着手に際して当研究所とともに大きな役割を果たした電源開発株式会社は、原子力発電計画が具体化してゆくにつれ、民間電力との間の緊張関係にさらされ続ける。後述のように(33頁以降参照)、日本原子力発電株式会社の設立後、「原子力室」の半数は原電に向向し、残りの者で、原子力の調査研究と電発自体の原子力発電の検討に取り組んだ。しかし、原子力への出番は中々具体化出来なかった。原子力発電の主流となった軽水炉についてはその改良型にも進出はみとめられなかったし、また電発は、日本の原子力発電に柔軟性を持たせる観点等から、ガス炉、重水炉などの導入を提案するなど、数度にわたり民間電力側との歩み寄りを図ったが、いずれも成功しなかった。

実に50年を経て同社は完全民営化された今、全炉心プルトニウム富化燃料(MOX)の改良沸騰水型軽水炉を漸く、青森県大間町で建設を開始しようとしている。この経緯は正に、次項の「戦後電気事業における官民の関係」が生んだ縮図そのものといえよう。

第4節 戦後電気事業における官民の関係

— 戦中の電力国家管理が生んだもの —

歴史における「空気」の重要性 まずこの角度からの分析を試みるわけを述べておきたい。「歴史」というものの記述や分析において脱落しがちな事は、当該時代に生きた人々にとっては極めて「当たり前」で、いわば（山本七平氏のいう）「空気」のような、関係者間に存在していた意識や行動基準ではなからうか。それぞれの時代において、特殊な「部落」で世間から見て意外なあるいは非常識な出来事が起きるのはよくある事だが、時間が経ってから見ての、歴史上の「不可解な」出来事の多くは、このような、後世からでは分らない「特殊な空気」の存在が大きくかかわっているのである。何故あんな「ひどい事」や「変な事」が起きたのか、僅か数十年後に分析する時でさえ、種々の資料や記録からだけでは、真実は決定付けられない。たとえば、最近やかましい「歴史認識」問題で日中・日韓間で、中々納得がつかないのは、双方が共通の、その時代の「空気」認識、或いは「時代考証」を持たない、いや持ちたくない故であろう。

戦後電気事業を論ずるには（本「小史」もその一環をなすが）、この「特別な政府との関係」が、戦後半世紀以上にわたり電気事業とその周辺を覆っていた「空気」であるけれども、その分析はあまり見当たらない。ここに若干の考察を試みる所以である。

民間・政府の綱引き、その功罪 さて、本文に記述した「電源開発株式会社」（電発）のケースでも、立法段階はいうまでもなく、事業の実施についても、陰に陽に官民の折衝・調整に関係者は力を尽くした。官は資金力と電気料金等の許可権限、民は受電の諾否（送電線負担を含め）などをもとに渡り合ったが、そのような緊張関係の存在は、計画の遅れの要因となる一方で、両者の行動の秩序や合理化にプラスの効果をも齎したといえる。例えば、電発が国家資

金と立地権限を背景に、佐久間・御母衣ダムを着実に遂行するのを横目で見ながら、民間も「負けじ」と、黒部ダムなどの難工事に真剣に取り組んで成功を勝ち取ってきた。一方で、旧日発出身の人で民間電力に移った人で社長まで登りつめたのは、ただ一人という結果に象徴されるように、人事面での暗黙のきしみが続いたのも事実である。また、今日のような「天下り批判」が無い時代ではあったが、民間電力の役人引き受けは、極めてスマートかつ注意深く行われて、世評の波を受けることもないできた。しかしその「貸し借り」は、諸事の決着に微妙に影響し続けてきたのも、事実であった。

民間九電力会社は、夫々の地域における発電・送電・配電（売電）の独占を許されており、競争者はいない。またその収入である電気料金は、通産省の許可さえあれば、コスト・プラス・一定の利潤、を保証されているという立場で、経営努力と相まって当然強大な経済力、ひいては政治力を持てた。そして、この五十年以上にわたり、体制の維持・発展をつづけることも出来た。それには政府との間の交渉・対立・妥協を含め、役員・社員・関係者の努力もさることながら、この「空気」が結果的に大きな条件を提供したことは否めない。

しかしエネルギーの安定供給力というような、「国益」の観点からみると、このいわば「アレルギー」は功より罪が目立つように思われる。例えば、民営の電力としては、「公益」事業としての自制心を持ちつつも、エネルギー源の選択は経済性が最優先するのは当然であり、その結果、石炭・水力から石油・ガスへの変わり身も素早く出来た。そのため、エネルギー資源の乏しい日本が「安いエネルギー」への切り替えが早く、却って有利な立場に立てたという（皮肉な）結果をもたらしたケースも経験した。一方、海外石油資源の確保などに民間電力は積極的になれなかったし、政府が海外の油田開発等に乗出そうとして、民間に資金協力や産出石油の引き取り保証を要請した時も、簡単によい返事をした例はあまりなかった。経済性への危惧がまず優先するのは当然だが、成功の見込みが高い場合は逆にまた、別の心配が経営者の頭をよぎっ

たものであろう。その屈折した感情はやはり例のアレルギーに起因するものであり、端的に言えば、成功したら国との関係に影響しかねないといった気持ちも作用したと思われる。一方で、海外石油開発などで成功確実なものがあれば、「民間だけで」と思っても中々うまい話は来ない、ということの繰り返しであったろう。(唯一の例外は「アラビア石油」であるが、これは先見性ある豪傑に出資して「当たった」といった感じのものといえよう)。「石油公団」が近年解散に追い込まれたのも、次項に述べるような官僚の見識や能力の劣化に伴う、官業の非効率性や国の腰の入れ方などが主因だろうが、このような国と民間で息の合った取組みができなかったことも一因であるのは否めない。この問題は原子力の場合にはもっと深刻になる。(後述)

官僚側の問題 このアレルギーの功罪を論ずるには、官僚側の責任問題を抜きにしては片手落ちになる。高度成長時代以降、経済の国際化時代とともに、電力のみならず各業種の民営化或いは「自由化」が進んだ。それゆえにこそ、正に当研究所設立趣旨にあるように「その経営は、ややもすれば恣意的に流れ、消費者の利益擁護に欠くる虞なしとしない」のだからこそ、政府・国会の責任の重要性はむしろ増大したはずにもかかわらず、逆に官の使命感は、低下の一途をたどった。日本にとっての最大のこの「不幸」は、いまや日々の新聞紙上をにぎわしている。政治・官僚のエネルギー電力問題への責任感の低下との関連は、別に論じなければなるまい。

原子力開発の場合

さて、原子力発電の着手について、民間電力会社の経営者が最初にとった態度については、本文の最初の部分で記述した通りで、国民の原子力アレルギーを警戒して、むしろ消極的でさえあった。それが、政府・国会ならびに国策会社の「電源開発」の積極的な行動や国民の期待の高まりを見て、重い腰をあげる。そして、世界的な原子力平和利用推進の気運もあり、民間電力も漸次取り組みを本格化する。しかし、原子力は、安全規制、燃料入手、国民の信頼

醸成など、水火力とは格段に官との連携なくしては取り組めないし、また政府を矢面に立てての国際対応力なくしては、遂行できないことから、原子力はきわめて気の重い仕事にちがいがなかった。

原子力基本法・原子力委員会・原子力研究所ができ、さらに原子燃料公社が発足した昭和32年、原子力発電は「官か民か」の大論争が、政界の実力者河野一郎と正力松太郎の間で派手に繰り広げられた。口火を切ったのは、電発第三代総裁内海清温、「原子力発電のようなものは、国が責任を持つべき。それには当社が担当すべきだ」であった。連日新聞トップを賑わす大論争の末、民間電力8割、政府（電発を通じて）2割出資の（株）日本原子力発電（原電）に「初期の原子力発電を担当させる」という妥協策で決着した。

（なお、当研究所は主として旧日発系の人で構成されていたが、原子力発電の開発体制について「官か民か」といった視点から検討したことはあまり無い。前記内海の発言も無関係で、当研究所はあくまでも「国民のための」原子力開発の「最も合理的な方法は何か」の大局的観点を取り続けた。）

この論争の結果、世界的にも原子力発電の興隆期でもあり、民間電力九社の原子力「民営化」への意欲が一層掻き立てられる契機となった。アメリカの政策も、濃縮ウランの提供には政府間の協定により厳しい「使用条件」を課する一方で、「民有」を認め商業ベースでの販路拡大を進める方向に転換した。これに合わせ日本でも保障措置など法的規制を課した上で、核燃料は民有となった。続いてのプルトニウムの民有も民間電力の要望で早めに実現し、そして後に、使用済み燃料の再処理事業も民間電力の直営で手がけることとなる。それに並行して、原子力委員会と政府の使命感がぶれはじめていく。

動燃事業団の成果とのかかわり 開発着手から10年を経た昭和四十年代初頭、軽水炉の導入が拡大する一方、輸入炉特に使用済み核燃料等への国際規制の強化もあり、石油価格の低下で軽水原子力発電の経済性が危くなった。「ムービング・ターゲット」（原子力発電が石油火力に追いつくのは「何時のことやら」）

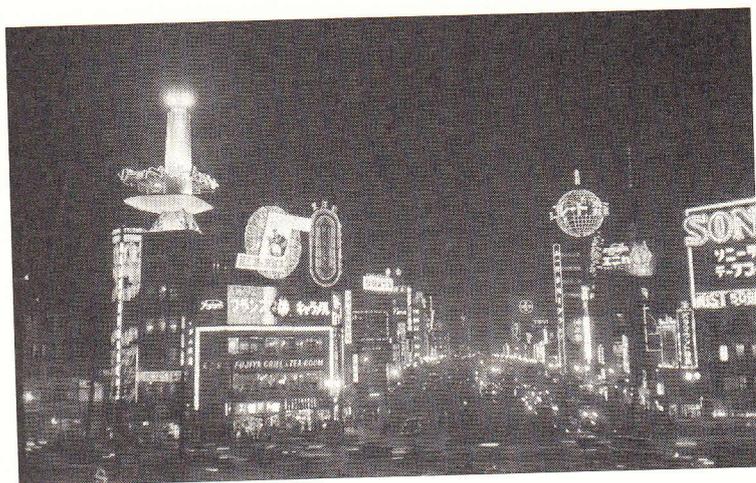
という言葉が流行したのもこの頃である。

そして改良炉への期待が高まり、わが国独自の発電炉開発の緊急性が指摘された。その結果、原子力委員会の主導で「動力炉・核燃料開発事業団」（その後何度も名称変更があり、今は原子力研究所と合体して「原子力研究開発機構」）が、画期的な国家予算の投入が保証された形で発足した。

電力業界もこの計画には基本的に賛成であり、事業団の初代理事長には井上五郎中部電力会長を送り込んだ。そしてその後も、正副理事長に電力幹部が就任するのが慣例となり、原型炉段階から電力も建設費の2割程度の出資に応じてきた。開発の対象は、核燃料節約型の重水減速の新型転換炉と長期的にウラン全量をエネルギー化する高速増殖炉とであり、とくに後者に対しては電力は積極的であった。しかしプロジェクト開始から40年経過した今日あらためてその成果を見ると、核燃料関係のものもふくめ、実用化に成功したものは、(結果的に)皆無である。

そのような結果となった経緯や原因は、一概には言えず、メーカー側や動燃の体質の問題など多種多様だが、やはりここに論じている特殊な官民関係が大きな影を落としている。それとともに、動燃設立後まもなく起きた1973年の石油危機と価格高騰で事態は一変し、軽水炉の競争力がにわかに向、電力のこれら新型炉への興味が減退し始めた。その頃から、電力からの動燃の仕事への「嘴の入れ方」が独善的な色彩を増していく。そして、先に「石油資源の海外開発」の項で述べたようなことが次々に惹起して、プロジェクトの変更や中止に到ったものも少なくないのである。

むすび 先の戦争は、日本国民の心に癒しがたい数々の傷をのこしている。ここにいささかの分析を試みた特殊な関係もその一つと言える。しかし今や電力は現代文明にとって空気と同じく不可欠な公共財であり、一方官の役割が期待できなくなっている今日、電気事業の経営をあずかる方々には、国家的見地からの「脱皮」と一層の精進を切に望みたいものである。



昭和 33 年当時の街の夜景（銀座）
（写真提供：共同通信社）

資料編

26
28
30
32
34
36

第一分會會費提供保障等代干預
金留置代干預
員委會決議案第一分會代干預



此圖顯示了... (The diagram shows...)

資料編 目 次

設立、解散時の役員など	8
寄付行為 — 設立趣意書	13
電力経済研究所「平和利用調査会」業務日誌	23
電気事業関連年表（昭和13年～35年）	41
「日本産業構造研究」（抜粋）	
産業構造の研究の意義と基本的方向	49
研究結果の概要	57
原子力資料ならびに協力者など	
刊行物	64
原子力平和利用調査会資料一覧	65
原子力講習会	68
新エネルギー研究懇談会委員	69
近年度の刊行資料	70
解散の発議と手続	74



丸の内仲 12 号館（鳥瞰写真）



旧丸ビル（昭和 30 年当時、そのすぐ後ろに総 2 階の赤レンガ群あり）

年
1938
(昭和 13)

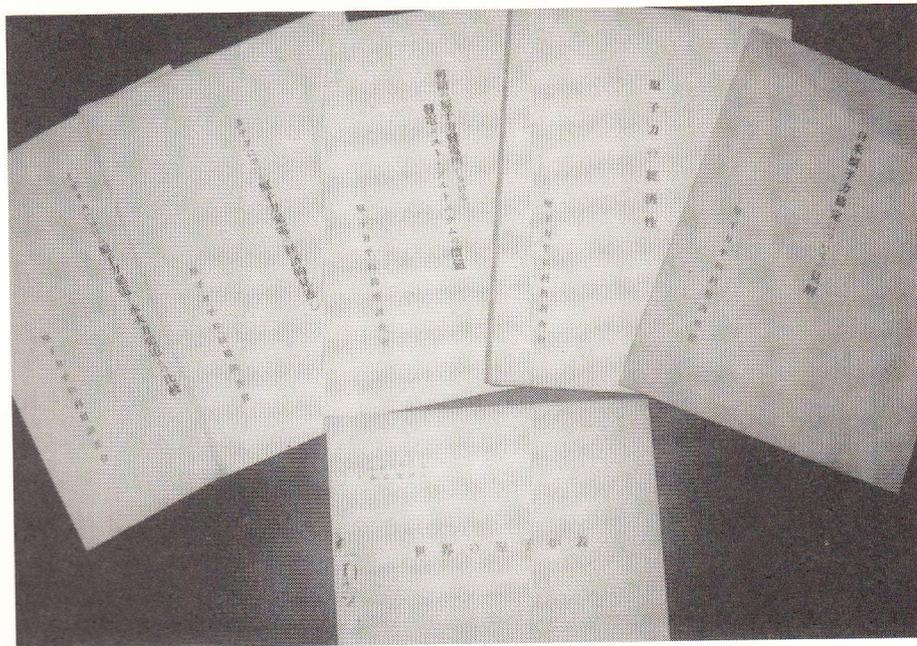


1939
(昭和 14)

1940
(昭和 15)

1941
(昭和 16)

「日本産業構造の課題」報告書（上下2巻）



1942
(昭和 17)

1943
(昭和 18)

当研究所の昭和30年までの原子力資料（一部）

電気事業関連年表 (昭和13年～35年)

年	月(日)	電気事業関係事項	月(日)	内外の動向
1938 (昭和13)	4.6	「日本発送電株式会社法」公布	4	「国家総動員法」公布
	4.6	「電気事業法」改正	6	「鉄鋼配給統制規則」公布
	4.6	「電力管理法」公布		
	8.9	「電力管理法施行令」公布		
	9.6	日本発送電設立委員会設置		
1939 (昭和14)	4.1	日本発送電(株)設立	7	「国民徴用令」公布
	4.1	電気庁設置(電力管理準備局廃止)	9	英仏、独に宣戦布告 (第二次世界大戦勃発)
	8	異常渇水と石炭不足のため、全国的に 電力供給制限実施	9	「石油配給統制規則」公布 (石油統制本格化)
	10	「電力調整令」公布	10	「価格統制令」公布
1940 (昭和15)	2	逓信省、「電力調整令」を発動、初の 法的電力消費規制実施(3.25解除)	3	「鉄鋼需給統制規則」公布
	9	「電力国策要綱」閣議決定	4	「石炭配給統制法」公布
			6	伊、英仏に宣戦布告
		7	基本国策要綱(大東亜新秩序、 国防国家の建設方針)閣議決定	
		9	日独伊三国同盟調印	
		10	大政翼賛会発足	
1941 (昭和16)	3.7	「日本発送電(株)法」改正(配当保証等)	1	衆議院戦時体制強化に関する 決議案可決
	4.22	「電力管理法施行令」改正(国家管理の 強化)	3	「国家総動員法」改正 (政府権限の大幅な拡張)
	4	電気庁、配電事業統合要綱決定	4	「生活必需物資統制令」公布 (配給制)
	8	「配電統制令」「配電統制令施行規則」公布	6	独ソ開戦
	9	逓信大臣、配電統制令に基づき九配電会社 設立を命令	12	太平洋戦争勃発
	10	日本発送電に第一次強制出資として発送電 設備を出資	12	「物資統制令」公布
1942 (昭和17)	2	「電力、瓦斯税法」公布	11	関門海底トンネル開通
	3	配電統制令施行に伴い「電力管理法施行 規則」を全面改正		
	3	逓信省、「配電株式会社電気料金規程・ 業務規程」公布		
	4	配電統制令に基づき九配電会社発足 (配電国家管理実施)		
	4	日本発送電に第二次出資		
	6	閣議、17年度電力動員計画決定		
	7	電気事業協同会創立(日本発送電と九配電 会社で組織)		
	7	閣議、電気料金の全国統一を決定		
	11	電気庁廃止、逓信省電気局を設置		
1943 (昭和18)	11	電力事業の所管が軍需省電力局となる	3	「外貨債処理法」公布
	12	閣議、電力動員緊急措置要綱を決定	3	政府、鉄鋼・石炭・軽金属・造船・ 航空機を五大重点産業に指定
			7	東京都制実施
			10	「統制会社令」公布
			10	「軍需会社法」公布
			11	軍需省、運輸逓信省、農商務省 設置(商工省、逓信省等廃止)
		11	米英中カイロ宣言発表	

年	月(日)	電気事業関係事項	月(日)	内外の動向
1944 (昭和19)	4	日本発送電、軍需会社に指定	1	改正防空法による初の疎開命令 発令
	4	軍需省、電気工事業整備要綱を決定 (四国を除く各地区に電気工事会社設置)	8	「学徒勤労令」「女子挺身勤労令」 公布
1945 (昭和20)	4	関東配電、軍需充足会社に指定	1	「軍需充足会社令」公布
	5	日本発送電本店および関東支店、空襲により 焼失(～5.25)	3.10	東京大空襲
	7	電力料金の改定(値上げ率約30%)	5.17	独無条件降伏
	8	軍需会社および軍需充足会社指定取消し	7.26	連合国、対日ポツダム宣言発表
	8	軍需省廃止、電力局を商工省に移管	8.6	広島に原子爆弾投下
	12	日本発送電本店従業員組合結成	8.8	ソ連、対日宣戦布告
			8.9	長崎に原爆投下
			8.14	ポツダム宣言受諾
			8.15	第二次世界大戦終わる
			8.26	商工省復活、軍需省廃止
			9	米政府、対日管理政策発表
			10	国際連合発足
		11	GHQ、財閥解体指令	
		11	「制限会社令」公布	
		12	ポーレー調査団長、対日中間 賠償計画を発表	
		12	GHQ、農地改革指令	
		12	「労働組合法」公布	
1946 (昭和21)	1	電気料金の改定(値上げ率平均2倍)	2	「金融緊急措置令」公布 (新円を發行)
	1	日本発送電従業員組合(全国単一組合) 結成	2	「公職追放令」公布
	4	日本電気産業労働組合協議会(電産協) 結成	3	「物価統制令」公布
	8	物価庁設置、電力料金は物価庁所管となる	4	第一次農地改革全面实施
	8	日本発送電(20火力発電所)、賠償指定を 受ける	4	「国家総動員法」失効
	9	電気瓦斯税廃止	4	戦後初の総選挙実施
	9	配電統制令失効に伴う「電気事業法」改正	4	「持株会社整理委員会令」公布
	9	電産協、日本発送電と九配電会社に対し 電気事業の民主化、最低賃金制の確立 退職金制度の改訂を要求(第一次電産争議 10月闘争)	5	メーデー復活
	9	「配電統制令」「電力調整令」失効	8	日本労働組合総同盟(総同盟) 結成
	10	電産協の三要求に対し、日本発送電および 九配電会社首脳者団結成	8	経済安定本部、物価庁設置
	10	全国的に電力不足となり、電力制限実施	8	経済団体連合会(経団連)創立
	11	「電気需給調整規則」公布	8	全日本産業別労働組合会議 (産別会議)結成
	12	第一次電産争議解決(電産型賃金体系成立)	9	「労働関係調整法」公布
			10	「臨時物資需給調整法」公布
		11	「日本国憲法」公布	
		11	日本商工会議所設立	
		11	第二次農地改革実施	
		12	石炭、鉄鋼を中心とする傾斜生産 方式閣議決定	

年	月(日)	電気事業関係事項	月(日)	内外の動向
1947 (昭和22)	4	電気料金の改定(値上げ率平均3倍)	1	GHQ、原子力分野の研究および活動の禁止を決定
	5	日本電気産業労働組合(電産)結成		
	7	日本発送電・九配電会社首脳、電気事業経営者会議を結成	1	マッカーサー、2.1ゼネスト中止を指令
	7	電気料金の改定(値上げ率平均38%)	3	「学校教育法」公布(六三制教育を規定)
	9	キャスリーン台風襲来、電力設備に被害		
	9	第二次電産争議(23.3.解決)	4	「労働基準法」公布
	10	「電気需給調整規則」全面改正	4	「独占禁止法」公布
	11	閣議「電力危機突破対策要綱」決定	7	公正取引委員会発足
			7	第一次経済白書発表
			9	政府、石炭増産5ヵ年計画発表
			12	「過度経済力集中排除法」公布
		12	「民法」改正(家制度廃止)	
1948 (昭和23)	2	日本発送電・九配電会社、過度経済力集中排除法の指定を受ける	1	ロイヤル米陸軍長官、対日政策の転換を声明
	4	日本発送電・九配電会社、電気事業再編成計画書を持株会社整理委員会に提出	2	産別会議民主化同盟結成
	4	政府、電気事業民主化委員会を設置(委員長 大山松次郎)	4	欧州経済協力機構(OEEC)成立
	5	日本発送電と九配電会社による「電力配分会議」、経営者会議に直結する審議機関として発足	12	GHQ、経済安定9原則発表
	6	電気料金の改訂(値上げ率平均3倍)		
	7	持株会社整理委員会、九配電会社は過度経済力集中排除法による再編成を要しないと発表		
	7	第三次電産争議(12.24解決)		
	9	地方税改正により電気ガス税実施		
	10	電気事業民主化委員会、再編成案を政府に答申		
	10	「電気需給調整規則」改正(電力割当の変更等)		
1949 (昭和24)	5	五人委員会のバーガー委員、7ブロックの再編成案を日本発送電に提示	1	日本学術会議発足
	5	商工省廃止、通商産業省設置により電力局、通商産業省資源庁に移管	3	ドッジ公使、日本経済安定政策(ドッジライン)を提示
	6	GHQ、昭和24年度国内電源開発に関する建設認証、これに伴う見返資金融資発表	4	GHQ、日銀に見返資金特別会計設置命令
	6	第四次電産争議(11.20解決)	4	北大西洋条約(NATO)調印
	7	ヴォーンGHQ経済科学局長代理、通商産業大臣あてに電気事業再編成の覚書を提示	4	1ドル=360円の単一為替レートを実施
	8	キティ台風襲来、電力設備に被害	6	「工業標準化法」公布(日本工業規格JISの制定)
	9	ケネディGHQ経済科学局顧問、通商産業省あてに電気事業再編成に関する覚書を提示	9	シャープ、税制改革を勧告
	10	第五次電産争議(25.3.30解決)	9	石炭価格統制撤廃
	11	電気事業再編成審議会設置(会長 松永安左エ門)	11	湯川秀樹博士ノーベル物理学賞受賞
	12	電気料金の改定(値上げ率約32%)	12	全国産業別労働組合連合(新産別)結成
	12	「電気供給調整規則」改正(割当制の変更)		

年	月(日)	電気事業関係事項	月(日)	内外の動向
1950 (昭和 25)	1	米国電力事情調査団派遣 (GHQ、日本政府)	1	千円札発行
	2	電気事業再編成審議会、再編成計画案を 通商産業大臣に答申	4	「資産再評価法」公布
	2	通商産業省、GHQ に答申書を回付 (GHQ 承認せず)	5	「商法」改正た (株式会社法の全面 改正)
	2	閣議、松永案を修正し、電力再編成の基本方 針を決定	5	「国土総合開発法」公布
	3	GHQ、政府の再編成案を了承	6	朝鮮動乱勃発
	4	政府「電力事業再編成法案」「公共事業法案」 を第 7 国会へ提出 (5. 2 審議未了となる)	7	日本労働組合総評議会 (総評) 結成
	6	通商産業大臣、GHQ に電力再編成関係法案 第 8 回臨時国会への不提出を報告	7	レッド パージ始まる
	7	GHQ、再編成遅延に対し、通商産業大臣あて 見返資金停止等のメッセージを伝達	8	「警察予備隊令」公布
	8	電気事業経営者会議、電産に対しレッド パージを通告	9	シャープ、第二次税制改革発表
	10	「電気事業再編成要綱」閣議決定		
	11	「電気需要調整規則」改正		
	11	マッカーサー最高司令官、吉田総理大臣あて 電力再編成早期解決要請の書簡を伝達		
11	「電気事業再編成令」「公益事業令」公布 (12. 15 電力管理法、電気事業法廃止)			
12	公益事業委員会発足			
1951 (昭和 26)	1.8	公益事業委員会、再編成の推進方針と日程 発表	4	「資産再評価法」改正
	1.8	日本発送電・九配電、再編成中央協議会設置	4	マッカーサー連合軍最高司令官 解任
	1.19	電気事業経営者会議・電産、統一労働協約 調印		
	2.8	日本発送電・九配電、再編成計画を公益 事業委員会に提出		
	2.12	「臨時電気使用制限規則」により電力制限 実施 (～ 2. 28)		
	3.1	公益事業委員会、日本発送電と九配電各社 に再編成決定指令案を通達		
	3.14	「電気事業会計規則」公布		
	3.31	公益事業委員会、再編成決定指令を公告		
	4.24	日本発送電、再編成決定指令に対し不服 申立て (4. 30 取下げ)		
	4.30	再編成決定指令確定		
	5.1	日本発送電、解散	5.19	「河川法」改正 (受益者負担制度 等)
	5.1	「日本発送電株式会社法」および「電力管理 に伴う社債処理に関する法律」失効		
	5.1	電力事業再編成令により九電力 (北海道、 東北、北陸、東京、中部、関西、中国、四国、 九州) 会社発足		
	5.1	水火力調整金に関する九電力会社間の契約 成立		
	5.1	中央給電連絡会議、中央給電連絡所発足		
	5.1	七電力 (東北、北陸、東京、中部、関西、 中国、九州) 会社で電力相互受給ならびに 融通契約締結 (第 1 次融通契約)		
	5.1	第一次資産再評価実施		
5.3	公益事業委員会、第一回「電力白書」を発表			

年	月(日)	電気事業関係事項	月(日)	内外の動向
1951 (昭和26)	6	「電力料金算定基準」公布	6.9	「土地収用法」公布
	8	「公益事業令施行規則」公布	6.21	国際労働機関(ILO)総会、日本の加盟復帰を承認
	8	九電力会社の電気料金改訂認可(平均30.1%、8.13実施)	9.1	民間放送開始
	8	GHQ、電力向け見返資金融資許可(61.5億円)	9.8	日米講和条約(サンフランシスコ条約)、日米安全保障条約調印
	9	公益事業委員会告示による電気の使用制限実施(27.3.20解除)	9	通商産業省、10月から石油の統制廃止を決定
	9	「電気需給調整規則」公布	12.29	世界初の原子力発電、米国原子力委員会より高速増殖炉 EBR-1(発生電力100kw)発電成功を発表
	10	公益事業委員会、電力融通を指示		
	10	「電力は国の宝運動」発足		
	11	七電力会社間で非常時電力融通契約成立		
	11	(財)電力技術研究所設立		
	11	湧水準備金等引当てに関する基準制定		
1952 (昭和27)	1	公益事業委員会、電源開発5か年計画を発表	1	復興金融金庫解散
	1	「電気に関する定期報告規則」公布	3	「企業合理化促進法」公布
	4	第二次資産評価実施	4.11	「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」公布
	4.26	通商産業省、火力発電所の賠償指定を解除	4.28	対日平和条約、日米安全保障条約発効、GHQ廃止
	4	九電力会社の電気料金改訂認可(平均28.0%、5.11実施)	5	国際通貨基金(IMF)、世界銀行、日本の加盟を承認
	6	「公益事業令の一部を改正する法律」公布(公納金の延長)	6	燃料油の供給および価格統制の撤廃
	7	「電源開発促進法」公布	7	「農地法」公布
	7	(財)電力技術研究所、(財)電力中央研究所と改称	7	「労働三法」改正
	8	公益事業委員会廃止、通商産業省公益事業局発足		
	8.11	電源開発調整審議会発足		
	9.16	電源開発(株)設立		
	9	電産、労働協約改定ベースアップ問題で無制限ストに突入(12.18解決)		
	10.3	(財)電力経済研究所設立		
	10	公益事業令、電力事業再編成令失効		
11	日本電力調査委員会設立			
11.20	電気事業経営者会議廃止、電気事業連合会(電事連)発足			
12	「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」公布			
12	「農山漁村電気導入促進法」公布			
1953 (昭和28)	1	通商産業省告示による電気の使用制限実施(3.3解除)	1	日本学術会議原子力問題検討小委員会第1回開催(第39委員会)
	4	国際大ダム会議、日本の再加入を承認	2	NHKテレビ放送開始
	4	閣議、電源開発に伴う水没その他に関する補償要綱了解	7	「離島振興法」公布
	4	通商産業省、特約料金制度実施要領決定	7	朝鮮休戦協定調印
	8	「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規則に関する法律」(「スト規正法」)公布	12.8	アイゼンハワー米大統領、原子力平和利用のための国際管理機関の設置と核分裂物資の国際プール提案(第8回国連総会)
	10	電源開発調整審議会、電力五か年計画を決定		

年	月(日)	電気事業関係事項	月(日)	内外の動向
1954 (昭和29)	2	日本開発銀行、電力向け貸付金利引下げ	3.1	ビキニ環礁水爆実験で第五福龍丸被爆
	4	保守三党、29年度追加予算として原子力予算(23,500万円)成立	4	全日本労働組合会議(全労)結成
	4	第三次資産再評価実施	4.23	日本学術会議、核兵器の拒否と「原子力に関する三原則」(自主、民主、公開)を内外に声明
	5.5	内閣の諮問機関として原子力利用準備調査会発足(原子力委員会の前身)	5	日本学術会議、原子力問題委員会発足(第39委員会解消)
	5	全国電力労働組合連合会(電労連)結成	6	「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」公布
	6.27	ソ連、オプニンスク原子力発電所世界初の原子力発電所として運転開始	6	日本、アジア極東経済委員会(ECAFE)に正式加盟
	8.30	米、原子力法を改正、平和利用への途を開く	6	通商産業省、鉄・石炭合理化対策を決定
	9	九電力会社の電気料金改定認可(平均11.2%、10.1実施)	9	国連総会、原子力決議案採択、国際会議の開催と国際原子力機関(IAEA)の設立決定
	9	「電力需給調整規則」改正(電力割当制度廃止)		
	12.14	(財)電力中央研究所原子力発電資料調査会発足		
1955 (昭和30)	2	松永安左エ門、電力設備の近代化構想(松永試案)を発表	1.11	米、濃縮ウランの供与など対日原子力研究援助の意志を表明
	4	九電力会社、電灯料金三割頭打ちを実施	2	(財)日本生産性本部設立
	4.29	経団連、原子力平和利用懇談会を設置	7	通商産業省、石油化学工業育成対策5ヵ年計画発表
	5.1	通商産業省、「電力白書」で、10年後に原子力発電の必要性を打ち出す	7.20	経済審議庁、経済企画庁に改組
	6.18	電力経済研究所原子力平和利用調査会を設置	7.25	「過渡経済集中排除法」廃止
	8	「重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律」(重油ボイラー規制法)公布(42.4.1失効)	8	第一回原水爆禁止世界大会開催(広島)
	9	電事連、電力融通の強化策を発表	8.8	第一回原子力平和利用国際会議開催(ジュネーブ)
	11.30	(財)原子力研究所設立	8	「石炭鉱業合理化臨時措置法」公布
	12.19	「原子力基本法」「原子力委員会設置法」「総理府設置法の一部を改正する法律」(原子力3法)公布(31.1.1施行)	9	日本、関税および貿易に関する一般協定(GATT)に正式加盟
			11.12	工業技術院地質調査所、人形峠でウラン鉱床発見
		11.14	日米原子力研究協定調印(12.16成立)	
		12.3	国連総会、国際原子力機構(IAEA)および放射能影響調査委員会の設置を可決	
		12	閣議、経済自立5ヵ年計画決定	
1956 (昭和31)	1.1	総理府に原子力局設置、原子力委員会発足	1.18	欧州原子力共同体(ユーロラム)設置決まる
	3.1	(社)日本原子力産業会議設立(東電菅会長初代会長に就任)	5.19	科学技術庁発足
	5.4	「日本原子力研究所法」「核原料物質開発促進臨時措置法」「原子燃料公社法」公布	7	31年度、経済白書発表(“もはや戦後ではない”が流行)
	5	「土地収用法」改正(電源開発等の事業認定権者を建設大臣とする)		
	5.23	英、コールダーホール原子力発電所、世界初の商業用原子力発電所として運転開始		
	6	「電源開発促進法」改正		
	6.15	特殊法人日本原子力研究所発足((財)原子力研究所を継承)		

年	月
1956 (昭和31)	1
1957 (昭和32)	1
1958 (昭和33)	1
	1
	1

年	月(日)	電気事業関係事項	月(日)	内外の動向	
1956 (昭和31)	8.10	原子燃料公社、発足(後、動燃事業団に統合)	11.23	日米ウラン貸与協定調印	
	9.6	原子力委員会 原子力開発利用長期計画内定	12	日ソ国交回復に関する共同宣言 発効	
	9.17	原子力産業欧米視察団派遣(原産)			
	10	政府、原子力欧米視察団(団長 石川一郎)	12.18	国連総会、日本国連加盟を可決	
	10.23	国際原子力機関憲章を採択調印(10.26) (32.7.29 発効)			
	10	電力融通協議会発足			
	12	「スト規正法」恒久法化			
	12.19	電源開発5ヵ年計画で開発重点が火力に移行			
	1957 (昭和32)	3.7	原子力委員会、英コールダールホール型 動力炉の導入を決定	1.13	第1回原子力シンポジウム開催 (学術会議主催)
	3	通商産業省告示による電気の使用制限実施 (4.8 解除)	6	「電子工業振興臨時措置法」公布	
	3	「特定多目的ダム法」公布	6.29	放射線審議会設置	
	5.13	第1回日米原子力産業合同会議原産開催 (東京)	7.29	国際原子力機関(IAEA) 発足、 理事国に日本など12カ国	
6.10	「放射線障害防止法」公布(33.4.1 施行)	10	ソ連、人工衛星スプートニク1号 打上げに成功		
6.10	「原子力規制法」公布(32.12.9 施行)	12	日ソ通商条約調印(東京)		
8.27	日本原子力研究所、わが国初の原子炉 (JRR-1) 臨界に成功、原子の火ともる				
10	自民党基盤産業対策特別委員会、電力 行政一般問題に関する中間報告発表(広域 運営を示唆等)				
11.1	日本原子力発電株発足				
12	政府、電力料金制度調査会を設置				
12.18	米、 SHIPPINGポート原子力発電所運転開始 (世界初のPWR型)				
12.23	原子力委員会、第一回「原子力白書」を発表				
1958 (昭和33)	4	広域運営体制発足(中央および北、東、中、 西の各地域電力協議会設置)、中電協会長 に東電菅会長就任	1.1	ユーラトム(欧州原子力共同体) 条約発効	
5	(社) 海外電力調査会設立(高井東電社長 会長就任)	1	欧州経済共同体(EEC) 発足		
5	広域運営による「給電規約」成立	2	米、人工衛星エクスプローラ1号 打上げ成功		
8	通商産業省、電力用炭の引き取り促進および 火力発電の重油規制を電力、石炭業界に申し 入れ	2	アラビア石油株設立		
10	広域運営による「異常時ならびに経済融通に 関する協定」成立	6.16	日米、日英原子力動力協力協定 調印(12.5 発効)		
10.14	核燃料物資の暫定国有化、閣議決定	8	第一物産、三井物産の合併 (旧三井物産系商社の大合同完了)		
10.21	特殊法人理化学研究所、改組新発足	9.1	第2回原子力平和利用国際会議 開催(ジュネーブ)		
12	電力料金制度調査会答申(原価主義の徹底、 レートベース方式の採用等)	9	台風22号(狩野川台風) 伊豆、 沼津地方を襲う		
		9	一万円札発行		
		12	東京タワー竣工		
		12	「公共用水域水質保全法」		
		12	「工場排水等規制法」公布		

年	月(日)	電気事業関係事項	月(日)	内外の動向
1959 (昭和 34)	5	通商産業省、九電力会社の34年度電力需給計画発表(戦後初めての需給の均衡を得る見込み)	1	尺貫法廃止
	5	「電気工作物規程」改正	2.14	日本原子力学会創立
	6	「電気工事技術者検定規則」公布	3	「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」公布
	10	電気料金三割頭打ち廃止	3.24	日本、IAEA天然ウラン供給協定調印
	10	通商産業省公益事業局、配電電圧、6 kV昇圧計画実施要領制定	4.10	皇太子殿下ご成婚
	12.14	原電東海発電所の原子力設置許可	7.2	日加原子力協力協定調印
			7	米、原子力貨客船サバンナ号進水
			7.25	原燃、初のイエローケーキを生産
			8.12	原研、初のプルトニウム分離に成功
			8.14	台風7号により山梨地方に被害
			9.26	台風15号(伊勢湾台風)、中部関東地方を襲う(死者5,041人被害家屋57万戸)
			11	政府、対ドル地域輸入制限180品目の自由化発表(貿易の自由化開始)
			12	石炭鉱業審議会、合理化方針答申(38年度までにトン当たり1,200円引下げなど)
		12	ソ連原子力砕氷船就航 第1次家庭電化ブーム起こる(白黒テレビ・冷蔵庫・洗濯機など)	
1960 (昭和 35)	1	通商産業省、電気料金制度改正要綱省議決定	1	日米新安保条約、地位協定調印発効(安保闘争高まる)
	2.29	「新電気料金算定基準に関する通商産業省令」公布	1.18	日本学術会議・原子力開発長期計画に関する第1回シンポジウム開催
	3	通商産業省、第四次発電水力調査結果を発表	3.3	日本原子力保険プール発足
	5.2	「重油ボイラー規正法」改正	3.26	原子力委員会「原子力損害賠償制度の確立について」決定
	5.31	電源開発調整審議会「重油ボイラー規正法」の特例として35年度着工の一部火力発電設備の重油専焼を承認	6	関係閣僚会議、貿易為替自由化計画大綱決定
	7.4	米、ドレスデン原子力発電所運転開始(世界初のBWR型)	9	石炭鉱業合理化事業団発足
	8	「電気工事士法」公布	9	カラーテレビ放送開始
	10	大蔵省、電力債消化懇談会設置	9.12	原産・原子力産業特別委員会、原子力産業に関する長期計画策定
			9.14	石油輸出国機構(OPEC)設立
			11	三井、三池争議282日ぶり解決
		11	米、ドル防衛政策に踏切る	
		12	閣議、国民所得倍増計画を決定	

「日本産業構造の研究」(抜粋)

産業構造の研究の意義と基本的方向

委員長 中山伊知郎

研究の目的は広くいえば日本経済の自立のために、根本的な問題を考えるということである。日本の経済にはいまいろいろの問題があるが、これを政策の具体的な問題としてとり上げることになる、必ず産業構造の基本問題にぶつかることになる。エネルギーの問題にしても、貿易の国策にしても、あるいは化学工業の振興の問題にしても、これをどういう規模で、どんなように育てて行くかということを考える時には、いずれは他の産業との関連、従ってまた日本の産業構造の全体を頭の中において行かなければならない。これはそういう意味での基礎的な研究に当るものであると思う。

今日最も切実な問題、すなわちデフレ経済を、これから如何に打開して行くかということを考えるとき、われわれは同じように産業構造の問題につきあたる。今日このままの状態では企業の投資誘因が非常に減少している。仮に金利が下がっても一体どこに日本の産業を振興して行く根本の動力が求められるか。そういう問題を経済構造の根本にまで掘り下げて行かねばならない。

一体産業構造というのは何か、私共は二つの点で産業構造というものの概念を規定出来ると思っている。一つは「生産の構造」という意味である。つまり国民経済が年々一定の国民所得を生み出している。例えば昨年度の国民所得は六兆であった。そういうような純国民所得を生み出すためにはそれぞれの産業が、それぞれの地位において、それぞれの活動の形態をもっていなければならない。国民所得は産業構造と無関係に生み出されるのではない。例えば国民所得を分けて農業の所得、工業の所得、あるいはその他の第三次産業の所得というふうに考える。その場合には、もうすでにその所得を生み出すところの産業の構造、すなわち生産の構造が考えられている。これが産業構造の一つの意味である。もう一つは、同じことを裏側から見ると、それは「人間の構造」という意味を持っている。産業とか生産とかいうと、しばしば人間がその中から抜けているような感じを与えるのであるけれども、いずれは八千七百万の総人口は、どこかの産業に何かの形で繋がって存在している。この産業に属している人間の振当てがまた問題なのである。つまり八千七百万という総人口が農業や、工業や、あるいは第三次産業にそれぞれ配分されているのであるが、これを人口を支えているという面から見た場合、各産

業の負担は均等なのであろうか、農業における過剰雇用問題、あるいは中小企業における人口の収容力という問題、そういう問題はお互いに摩擦のないような形で出来上っているのか、これが産業構造の人間配置、人口配分という意味における第二の側面なのである。一面においては生産の構造として、他面においては人口の構造として、産業構造というものが考えられねばならない。かかる研究は今までも決して少なくはない、例えば農業と工業との問題、あるいは工業の中における重工業と軽工業の比率の問題などは戦前から戦後にかけてしばしば議論された問題であった。一体日本の産業の構造として農業のいま占めている比率、大体有業人口からいえば四十%を少し割る位であるが、それは国民所得を生み出す力と見合って妥当な率であるかどうか、日本のそのような生産構造は今後どのように行くべきであるかということは長い間の問題であったし、現に問題である。それから生産の構造ではなくて人間の構造としての産業構造という問題も、失業問題とか、あるいは特に日本に特有な潜在失業の問題として既に取上げられて来た。今日までは農業から工業へ余剰労働者が流れて、その工業の労働力が農業以上の生産力を上げることによって増加する人口を賄って来た。そのような移動は今後どういふ形態をとるだろうか。既に都市においては都市の労働者がその供給源を農村に仰がないうで都市自体の中で自己再生産をして行くような状態にきている。その場合に農村の次三男というのは一体どこに行くのか、こういう問題をわれわれは苦労して考えて来た。すなわち以上で定義的に述べた産業構造の生産構造としての問題も、人間構造としての問題も、部分的にはわれわれが十分意識して取上げて来たところであるけれども、そのような従来の研究ではどうしても足りない。そのような研究だけで部分的に重点的に産業構造の問題を取上げて行くのでは十分ではないというのが、実は日本の今おかれている現状なのである。

これは一つには日本の経済がそれだけ大きな転機にあるということ、あるいはもっと言葉を強めていけば危機に際会しているということの意味している。そのような経済上のあるいは構造上の矛盾とか危機とかいうところに際会すれば、人はどうしても根本的に一体今まで政策の基礎になっていた産業構造というのはどんなものだろうか、どういふふうにお互いに関係しているのかということを探ねることを必要とする。その意味において産業構造というものを総合的に全面的に又統計的に取上げなければならない時期が今日本の経済にはきていると思われる。

他面において幸いに今日の経済学には今までの経済学とは違って、経済の全体としての動きを常に眼中においてつかまえて行くような分析の道具が発達してきている。今までの経済学、戦前われわれが学んでいた経済学の重点は価格論、利子論、

というような部分的な理論であった。ところがケインズが出てから以後の経済学は集合概念を使って全経済の動きを分析するところに重点をおいている。社会の総生産はどうか、社会の総需要はどうか、その社会の総需要によって動いている生産の規模、すなわち国民所得の大きさはどんなものか、その国民所得の中で貯蓄される分はどれだけか、投資される分はどれだけか、そして社会的な消費というものはどれだけか、こういうようなことを集合概念を用いて分析して行くのが、戦後の国民所得の分析を中心とする経済学の主要な傾向であるといわれている。従来の見方は微視的であるといわれている。微視的というのは、例えば需要というものを見る場合でもまず個人の需要、個々の企業需要というものを考えて行く。生産量を見るにしても先ず個別的な最適生産量を考えていく。その合計を社会的なものと考え。このようなやり方と、それから前述の集成的な総体概念をもってこれを分析して行くやり方との関係は、一方がよくて他方が悪いというものではなくて、これを総合してやっていく余地が沢山に残されているが、いずれにしてもそのような経済学上の分析技術の発達というものが、ちょうどわれわれの問題としている産業構造の問題を総合的に、そして全面的に統一的に取上げることが可能にしている。ここに出来上った研究は未熟なものではあるけれども恐らくそういうような研究の方法を日本の経済に適用して、その効果を求めようとした一つの有力な試みであると考え。

そこでそういうような方法論は暫くおいて、一体日本の経済の直面している産業構造上の問題としてはどんなものがあるだろうか。これは何れは各部門にわたっての綿密な報告の中から検出される問題であるが、わたくしはその中で恐らく何人からも承認されるどころの二つの基本的な問題があると思う。その第一は人口の圧力である。人口の圧力というのは今始まったことではないが、日本は昔から一平方キロ当りの人口の比率において、世界の第三番目か四番目に位している。そういう非常に過剰な人口の下に経済が営まれて来たということは、これは前々からの問題だが、実は日本の場合にはここに人口の圧力を今さらに感ぜざるをえない二つの大きな理由がある。その一は、一口にいえば日本の経済の発展のテンポ、速度が今落ちているということである。御承知のように日本の経済は統計のとれる最初の時期、すなわち明治八年から八十年くらいに生産力としては凡そ十倍の発達をした。年発展率として四%内外という大きな発展率を示した。ところがその発展のテンポが一度ゆるんで来ると初めて今まで感じなかった大きな重荷として肩にかかってくる。その二は、更に加えて戦前戦後への移り変わりの間に、日本の人口にはほとんど異変ともいべき増加現象が起った。今日ではすでに自然増加が百万という数に

減少してきているから、昭和二十二年ないし二十四年頃の百七十万程度の自然増加は例外と考えられるようになってはいるけれども、あの当時の人口の自然増加率は総人口に比べて二%であった。総人口に対して二%の発展率を示す国というのは世界の文明国にはほとんど例がない。それと領土の大きな喪失、海外からの帰還者、これを加えて日本の人口問題は非常に短い時期に非常に強い圧力として感ぜざるをえない問題となってきた。つまり日本は内外の事情によってそれ自体人口の圧力を改めて問題として意識せざるをえない地位におかれた。その上に世界的な傾向としていうと、雇用の問題が、むしろ生産とか所得とかの問題よりも重要な問題として考えられなければならないような空気の下に日本も立っている。

この人口の圧力の問題、これが産業構造というものを基本的に考えて行かなければならない根本の動機でもあり、またこれを解決しなければ日本の経済態勢を調整ある立体として保って行くことはおそらく出来ないであろう。第二の点は日本の産業構造が、今日のところ非常にバランスを失っているということである。つまり重工業と軽工業の比率、工業全体と農業との比率、あるいはそのほかにも大工業と中小企業との比率などを考えて行くとどうしても産業の間のバランスがとれていない。だからある一つの政策、例えばデフレーションという政策がくると、その政策の効果はこの産業構造のいびつな状態に応じて非常に違った影響をいろいろな層に及ぼして行く。これが同時に日本ではすぐに社会問題に直結するようなむずかしい問題を引起してくる。この産業構造の中のアンバランスという問題は、今日始めて起った問題ではない。明治の初年から今日までの日本経済が、どのように発展したかということを一時的に回顧するならば、それは農業と中小企業とのある程度の犠牲において、近代的な大企業、大工業を育てて行かなければならなかったということに思い至る。日本は明治維新のあの改革によって、いきなり世界の市場に直面するようになった。そうして貿易で食って行かなければならなくなった。世界の市場で競争するためには、まず第一に船もいる、鉄道もいる、通信もいる。そういう近代的な産業設備を整えなければならない。誰がやるか、結局主として政府がやったのであるけれども持ってくる資金というのはどこからくるか、結局農村から上がるころの地租であるとか、あるいはその他一般の租税をそれに当てるほかには方法がないだろう。このようにして整えた近代的な設備の上に近代的な産業自体が興ってくる。例えば貿易産業が興る、例えば科学工業が興る、あるいは機械工業が興る。そのような資金をどこから持ってくるか、それは日本の国内の資金をどこかで集めてそれに注ぎ込むという方式しかない。幸か不幸か日本はその当時ほとん

ど外国資本の厄介にはなっていない。従ってその当時の農業資本主義から、だんだんに近代工業国になって行く間に、自己資本を調達する途というのはその当時の最も大きな産業であった農業、あるいは中小企業から搾ってくるよりほかには仕方がなかった。これは己むをえない一つの経過なのである。だから例えばドイツにおけるごとく、あるいは例えばイギリスにおけるように、中小企業や農業がバランスをとって縮小しながら近代工業に乗移って行ったというこの円滑な過程は、日本においては見る事ができなかった。ようやくそのようにして養成したところの技術、これによって日本は直面した海外競争というものに耐えて行くことができたのである。従ってその発展の過程というものと産業構造の不均等、というものとはほとんど同じ意味で考えられなければならない。けれども、この不均等というものも前述の人口の場合と同様に、日本の経済が非常な勢いで伸びている時にはそれほどには感ぜられない。つまり全体の発展、あるいは近代工業の発展自体が今度は逆に農業や、あるいは中小企業におけるいろいろな困難な問題をなんとか処理して行く力として働いていたわけである。けれども、人口の場合と同じように、一度その発展のテンポがゆるめられると、そしてその発展の将来に対して疑問が起ってくるような今日の状態になると、産業構造の間のこのゆがみが改めて問題とされざるをえない。戦時中にぼう大になったあの鉄鋼の設備や能力は、一体これからどうするのか。これを維持して行くためには、海外需要と国内の需要とをどう調整して考えたらいいか、化学工業は鉄鋼業や、あるいは逆に農業との比率において適当な大きさと考えられるかどうか、こういう問題をどうしても考えて行かなければならない時代に直面しているということがいえる。

わたくしは今僅かに二つの問題を日本経済の最も根本的な困難として指摘したに過ぎない。ただ産業構造というものを以上のような意味に解釈して、それを全面的統一的にここで取上げる必要はどこにあるかといえ、結局においては日本の経済が現在直面しているこの二つの困難に対して、われわれがいかに応えて行くかということに集約されるだろうと思う。そこで最後に、一体こういう問題をどのように解決して行くことが出来るか、解決の方向という問題について若干の付言をしたいと思う。実はこの研究自体は重点を現実の認識、事実の認識という点においているので、政策の問題には十分具体的に入って行こうとはしていない。最後にいうようにそのような政策的な問題に入って行くには実はこの研究はまだ足りない部分を沢山持っている。例えば交通、運輸という問題が入っていない。金融の制度の問題も入っていない。それから事業運営の形態の問題もあるが、そういう点は暫くおいて、

一体われわれはこのような産業構造の研究をしていく場合に、その中に持っている問題をどのような方向で解決しようとしているか、これはわたくし個人の意見なのであって必ずしもこの個人の意見が研究の全体に隅々まで滲透しているというわけではない。けれども、少なくともこの問題にふれておくことが必要であると思う。まず第一の点は、問題を解決する途をいかなるところに求めていくにしても、終局的には発展の線の上で解決しなければならないということである。このことは人口と産業構造の不均衡という問題を述べた時に、すでに感得されたことだと思う。つまり経済におけるいろいろな矛盾を解決して行く最も有効な、そして最も主要な前提というのは、問題を発展の途上で解決して行くということである。わたくしが他の方面において関係をしている労働問題に例をとって見よう。例えばアメリカにおける労使関係は、日本よりは非常に穏やかだといわれる。なぜ穏やかなのだろうか、これは一口にいえばアメリカの経済の発展率が非常に高いということである。発展率が高ければ賃金が上がる。雇用の機会もできる。そうして全体の空気が明るい色に包まれて行く。たとえ労使の争議が起ってもそのような争議を包んでいる空気というものは、決して陰惨なものではない。その解決が非常に早い。つまり労使関係問題にはどの国でも今悩まされているのであるけれども、悩んでいる問題をどこがうまく解決しているかといえば経済が伸びている国である。ちょうどここにある問題、人口の問題、そして産業構造における不均衡の問題、わたくしはやはりこのような対立の問題を解決して行く途はこれを発展の線に乗せるという以外にはありえないと思う。これはある点からいうと根本的な問題を曖昧にすることではないか、少しも解決にならないではないかというように非難されるかも知れない。けれども、産業構造における不均等とか、不均衡とか、対立とかいう問題は労使対立の問題と同じで、いかなる場合でも完全なる解決は絶対にありえない。そのような問題については、結局相対的に最善の解決を求めて行く以外には途はない。日本の産業構造がどんな形になったら最善であるかということは、誰にも最終的な形としてはいえないけれども、現在われわれが直面しているところの、人口と不均衡という問題を解決する地盤だけは築き上げなければならない。そうしてそれは経済全体の発展の線を確認するという以外にはないということになるのである。

第二の点はそれではその発展の問題の解決をどこに重点をおいて考えるか。わたくしは率直に、これは日本の貿易、あるいは端的にいえば輸出産業の振興という点におかなければならないと思う。この問題については、戦後、国内資源の開発と海外貿易の進展という点のどちらかに重点をおくかという議論が繰返されたのでここ

ではそれを繰返さない。ただ一体日本の人口は増えたが、これは工業の生産力が増えたことである。なぜ工業の生産力が増えたか、これは輸出産業が伸びたからである。つまり、現にわれわれが抱えている人口が、過去長い間の輸出産業を基幹として出来上がってきた経済発展の結果であるということ、それから日本の現在おかれている人口や資源の事情から、どうしても日本の将来がこの産業貿易立国という点におかれなければならないという点、この二つの点からわたくしは国内産業を軽視するのでは決してないが、その重点は何といっても貿易、あるいは端的に輸出の振興におかれなければならないと思う。ただ輸出の振興といってもそれは輸出に関するいろいろな手続きのこと、例えば貿易手形の割合をどうするとか、輸出金融をどうするとか、あるいは組合をどうするとか、あるいは差当り輸出をしているだけの産業にある補助金を与えるとかいうような問題ではない。輸出というのはちょうど個人の生活に例えれば、その個人の生活の渉外関係なのであるから、国の外における関係がうまく行くためには当然国内関係がうまく行っていなければならない。言葉を換えていうと輸出の振興を本当にやるためには、本当に輸出産業を支えている意味における国内産業の整備というものを考えて行くと、われわれは当然食糧とか生活とか言う問題にぶつかる。そうすると長い間問題になっていた日本の農業をいかなる形でいかに整備し、いかに維持し、いかに育成するかという問題に直面する。そのような基幹的な国内の産業を根本的に維持している産業をしっかりとっておさえていなければ、本当に輸出産業というものには振興しえない。これが第一の点であると同時に、そのような基幹産業を育成するというだけで、果たして自然的に輸出産業が伸びて行くかということそうではない。やはり新しい産業を世界の市場の状況から見出し、日本に適するような産業を自分の力で育成して行く努力をやって行かなければならない。攻勢に立って初めて一人前の防禦が出来るという場合もある。経済の場合も同様であって本当に輸出を維持するという基幹産業をしっかりとっておさえるということだけでは、実は本当にそのような目的を達成することは出来ないかも知れない。われわれは常に輸出ということを頭においた上で、新規の産業をあらゆる面から、技術的な面から、市場的な面から、経済的な面から、求めて行かなければならない。差当り石油化学であるとか、あるいは合成繊維であるとか、新しい産業がわれわれの目の前にある。これは決して流行的に出来た一時的なものではなくて、われわれの産業構造の中にこれをいかに植付けるかという問題を、あるいは投資の面から、あるいは技術の面から考えて行かなければならない。かくして一面においては基幹的産業の維持育成、他面においては新規産業の開拓、この二つによって初め

で第二に重点とするところの輸出産業の振興がもたらされるであろうと思う。わたくしはこの辺に早く全体の眼が向いて、国論が統一されることが日本経済の発展のために欠くべからざる重要事だろうと思う。

発展によって問題を解決する。それから貿易の拡大、輸出の拡大によって問題を解決するというといかにも将来を夢想的に楽観して考えているようであるが、われわれはもとよりそのような目標の達成にはいろいろな困難があることを知らないわけではない。しかしもし経済生活全体の目標を、よくいわれるように一般生活程度の向上と同時に、雇用の拡大という点におくとすれば、日本の経済の、特に産業構造の現状から見てわれわれの取るべき途は今述べた以外にないであろうと思う。われわれの目的は、そのような発展的な解決の線を頭の中に描きながら、現実には日本の産業のあり方と、そしてそれに対する施策のあり方とを研究することにある。最初に述べたようにこの研究を具体的な政策に持つていくためには、まだやらなければならぬ仕事が多く残されている。また仮にその点を暫く除外しても、産業構造というのは何といっても描かれた絵である。出来上がったものの描写である。その産業構造を今日のように作り上げ、これを移動させているものは、その中に生きて働いている人間の力なのである。だから産業構造の研究をいかに詳細にやっても具体的な処置をいかに緻密に持つて行っても、産業構造の研究だけで日本経済の困難が救われるというわけではない。これを埋めるもの、これを本当に動かして行くものは、最後には人間の力なのである。実は産業構造の研究の大きな目的とするところは、努力をすればここにそれを打開する余地があるということ、国民のそれぞれの層の人々にしっかり掘んでもらって、そこから新しい日本経済の建設のための努力を呼び起こすことにある。これがわれわれの最後に念願とするところなのである。かかる意味において国民の一人でも多くの方々が読んで味わって、日本経済の建設に協力していただきたいのである。

研究結果の概要

第一節 政策の基本的方向

わが国経済の当面する問題が複雑かつ困難であることからこれに対応すべき政策も総合的かつ首尾一貫したものでなければならない。ところで総合的にして首尾一貫していることの内容として通常つぎの二つが考えられている。

- ① 経済諸量間のバランスがとれていること。
- ② 各個別産業政策がその目標に照らして、もっとも適当なものであり、かつ相互間に矛盾がないこと。

①の物量バランスの計画化の問題は、強力な中央集中統制経済（いわゆる社会主義国家における計画経済及び資本主義国家における戦時統制経済）下においては、これのみが計画の実体をなしうるほどの重要な意味をもつものであるが、経済運営の担当者が自己の意志と判断にしたがって行動する自由な私企業を主体とする社会にとっては、この種の物量バランスの問題はその重要度を減じて、計画の合理性を判断すべきデータとしての意義しかもちえなくなるはずである。ところで、日本経済の現実においては、われわれは正しくかかる自由な私企業に経済運営の主体を有するわけであり、政策の構想もまたかかる現実の上に樹立されなければならない。このような意味において、われわれは①の物量バランスの計算はこれを行なわず、むしろ定性的な構造政策の方向付けの問題、すなわち②の意味におけるような総合的にして首尾一貫した産業構造政策の究明をもってわれわれの課題とするのである。われわれは、このように、産業構造政策は、つぎの諸点に斉合的に答えうるものでなければならないと考える。

- ① 国際収支の改善
- ② 雇用の拡大、国民所得の増大
- ③ 政策を合理的に可能ならしむるものとしての需要問題の解決

①および②は、われわれが解決しなければならぬ究極の問題であり、③は上述の目的に合理的に到達すべき政策上の必要配慮条件である。

上述の三点につき説明を加えるとともに可能な解決方策を考えてみよう。

まず、①の国際収支の改善の問題であるが、われわれははこの問題に対する解答として、二つの考え方をもっている。一つは貿易主義と呼ばれるものであり、他は国内資源開発主義である。この双方とも国際収支の改善、国民所得の増大を目的とする点では同一であるが、唯一の相違点は、貿易主義がわが国の輸出の可能性につき、より多く樂觀

的であるのに対し、資源主義の立場をとる人はより多く悲観的警戒的であることである。したがって、資源主義をとる人々といえども輸出増大に対する努力の必要性和その望ましき効果に関して疑問をもつものではない。

いずれの立場をとるにせよ、輸出増大に対する努力において欠けるところがあつてはならない。

つぎに雇用拡大の問題であるが、いま社会合理性の追及から結果する雇用拡大の問題は一応除外して、経済合理性の追求の結果としての雇用増の問題を考えるならば、輸出拡大の結果としての雇用増加量と国内資源の開発による雇用増加量とは同一産出量に関する限り同一である。したがって、経済政策上の問題としては、いずれにせよその政策がより合理的で実行可能であることである。その場合重要な判断規準となるものに需要の問題がある。

ところでこの需要問題の解決であるが、私企業が経済運営の担当者である社会においては、合理的な政策は、これらの企業の自由な意志と判断とを誘導して所期の目的を達するものであることが必要である。その場合政策にとって第一義的関心事であるべきことは、需要の確保ということではなければならない。およそ経営存立の基盤が需要に応える生産である以上、このことはいかなる社会体制においてもあてはまることであるが、ことに資本主義社会におけるように企業がリスクに敏感であり、又敏感であるべき社会においては、合理的な構造政策はこの需要面の配慮を忘れることはできないのである。

以上三点の吟味から将来の産業構造政策の方向を考えると、つぎのごときものであらうと思われる。

まず国際収支面の考慮からは輸出増産に能う限りの努力を払うとともに、輸入防止に資する国内自給度の向上を計らなければならない。国内の需要が国内生産を上回る産業をいまボトルネック産業と呼び、ボトルネック産業の代替品を生産する産業をボトルネック打開産業と呼ぶならば、われわれは、輸出産業の促進とともに、ボトルネック産業の発展およびボトルネック打開産業の育成を計らなければならないことになる。われわれは、発展せしむべきボトルネック打開産業およびボトルネック産業として、たとえばつぎのものをあげることができるであらう。石油化学工業、合成繊維工業など、もちろんこれらの産業といえどもアウトルキー化を政策の目的とせざる以上、国際価格との対応の下に必要なコスト切下げ、価格切下げの努力を行なうべきことは論をまたず、またその可能性が合理的に保証されうるものでなければならない。これらの産業の発展は、前述のごとく輸出と同じ雇用効果、所得効果をもつのみならず、前記第三点たる需要問題に対してもこれに合理的に応えうるという利点をもっている。

以上のような輸出産業および国内ボトルネック打開産業およびボトルネック産業の発展によりわが国の雇用、国民所得の拡大が実現され、これと同時に国内市場の拡大による新規産業の発展の可能性の増大と操業度向上によるコスト低下による国際競争力の向上が計られるはずである。又かりに輸出重点主義にもかかわらず、輸出が停滞しない場合には国内ボトルネック打開産業の発展は国際収支の危機を救うであろうし、この産業の発展による国内市場の拡大は企業存立の基盤を強固ならしめて、逆にわれわれに輸出促進に関する強固な手段（たとえば輸出義務制）をとることを可能ならしめるであろう。

かくて、わが国将来の産業構造を考える場合、その方法論的段階はつぎのごときものとなる。

1. 輸出需要の安定的拡大を伴う輸出産業の振興
2. 輸入防遏のための国内資源の開発および新規産業の育成
3. 以上の方策による国際収支の改善および雇用、国民所得の増大、生活水準の向上確保

構造是正に当たっての以上三つの基準から見て各編の各産業はこれを国民経済的にみていかに位置付けるべきであろうか。われわれはつぎにこの問題を考えなければならぬ。

第二節 産業別政策

政策の基本構想は構造是正にあたっての抽象的基準を提供するものであるが、つぎにこれが具体的産業にそくしていかに適用されるかを述べなければならない。以下の論述はまた本報告書に収められた各産業部門についての詳細な各論的検討に対して構造政策的観点より結論的判断をも含むものである。

一. 農林水産部門

国民経済の均衡的発展のためには、この部門における底生産性を打破しなければならないが、そのためには本部門に対する公共的投資の役割を十分に評価する必要がある。また食糧輸入の依存度を改善するためには、自給度向上対策として農業投資を含む諸施策を積極的に推進するとともに、食糧構成の変化に伴う畜水産物の増産も他方で考えねばならぬ。

もともと、具体的な対象事業としてどの程度の重点を置かということは、国民経済

的にみたコスト効果、増産効果、雇用効果などを勘案して総合的に判断すべきことはいままでもない。また投資計画のみで構造修正が十分に行われえないこの部門においては、財政を通ずる調整、価格政策に依存するとともに、制度的改善をも合わせ考慮しなければならない。

二. 主要工業部門

1. 鉄鋼業

鉄鋼業における基本的な政策方向は、その基礎産業的な性格にかんがみ、国際水準なみに安定した価格をもって製品供給の確保をはかるにある。そのためには、原料の国内依存度を合理的範囲内で高めるとともに、輸出価格と国内価格との分離をはかるための適当な措置を必要とするであろう。原料面では、特に砂鉄、磁硫鉄鉱など国内資源の活用の方途が開かれることが望ましい。

鉄鋼業は同時にその輸出的役割にも期待されるところが大きい。当分は素材輸出150万トンの確保は、国際収支上からも要請されなければならない。これら内外需要に対する合理的価格による供給を保証するためには、業界の再編成の遂行が必要であろう。

右の供給を確保するための設備拡充については、第一次及び第二次合理化投資の直後でもあり、差当り、その必要性は少ないが、ただボトルネックとしての高炉の新設と、屑鉄対策として転炉の活用を考慮する必要がある。

また、特殊鋼については、その質的向上をはかるための施策の展開が急務と認められる。

2. 機械工業

近い将来のわが国輸出構造の中核をなすべきものとして、機械工業の輸出への進出は強く推進されなければならない。重機械類は、東南アジアを主要市場とする輸出産業として確立すべきであり、軽機械類もまた、輸出に主目的をおいた体制を整備すべきである。これを促進するためには、義務輸出制の採用も一手段として考えられるであろう。

機械工業の輸出産業化を可能ならしめる前提としては、鉄鋼価格の切下げ、業界の再編成、設備の更新などを要するが、差当り国内需要面の急速な拡大を望みえないものとするならば、輸出促進の為にするなんらかの適当な措置が考慮されなければならない。その場合プラント輸出が全体の突破口として大きな意味をもち、東南アジアに対する賠償はこの角度からも重視される。かくて打開された海外の安定需

要の上に、鉄鋼輸出より機械輸出への高度化がもたらされることが望ましい方向と考える。

3. 繊維工業

繊維工業における紡績部門と加工部門との構造的不均衡の問題は、後者の整備という形において早晩解決されることとなろう。なぜなら天然繊維における内外需要の頭打ち傾向は、繊維工業の更新を要請するものであり、製品の高度化による輸出努力は続けられるべきものとしても、全般的傾向としては、合成繊維の代替による漸減主義の採択を示唆するものがあるからである。

新たに登場すべき合成繊維工業（醋酸繊維工業を含む）は、産業構造は正の中核的産業として、量的ならびに質的に拡充強化されなければならない。将来における石油化学工業の興隆を前提とするときは、合成繊維の原料面における品質、価格の大幅な改善が期待され、その結果として旺盛な内外需要を喚起すべき公算は大であり、そのわが国産業構造に占める構造的比重は著しく増大するであろう。これがため国家資金の投入を重点的に遂行する必要がある。

4. 化学工業

硫酸工業は、すでにコスト的に見ても、現製造方式の転換を迫られていると認められる。したがって海外市場における競争力を獲得し、あわせて農村向け供給価格の切下げを可能ならしめるため、石油化学ないし石炭化学方式によるアンモニア合成法を採用して、コストの大幅切下げを断行すべきものと思われる。

また、セメント工業においては、炭価の切下げ、設備の更新を通じて輸出面に積極的に進出しようの可能性が大であり、東南アジア市場向け年間220万トン輸出の実現性がある。

三. 新規産業部門

1. 石油化学工業

本工業は、国際収支改善の見地より積極的に推進すべき適格性が認められる。ただし、その規模、立地、技術、品質などに関する特殊の要請のために、集約的かつ計画的に行われるよう、特に投資に当って万全の配慮がなされなければならない。また、その基礎としての石油精製装置は大規模化を有利とするものであるから石油工業における投資との計画的対応性が保証されることが望ましい。

本工業もまた、将来の産業構造における中核的地位を約束されるものであるが、その確立が他産業へ及ぼす波及的効果も甚大であり、特に合成繊維工業ならびに硫

安工業の進展は石油化学工業の発達に依存せざるをえないであろう。この意味においても、構造高度化のための基礎的な役割を果たすものとして重視されねばならない。

2. 低品位炭利用工業

低品位炭利用による発電、ガス化などの工業化は、石炭鉱業合理化の一翼としても試験段階から実施段階に至急進めらるべき性質のものと認められる。特に完全ガス化方式の採用により石油化学の振興と相対応して、化学工業原料の廉価供給を期待しうべく、低品位炭の化学工業化の構想としての南阿連邦 SASOL のごとき計画がわが国においても早急に具体化されることが望ましい。

3. 新地下資源

砂鉄及び磁硫鉄鉱の鉄鋼業における利用促進は好ましい傾向と認められる。特にチタン工業及び酸化チタン工業は、輸出需要の安定的見通しと両立しうる程度において、積極的な培養をはかることが適当である。マグネシウム工業についても経済的合理性の範囲内でその開拓推進がはかられて然るべきであろう。

4. 木材利用合理化

木材消費の節減と有効利用をはかるための諸般の施設は時宜に適したものと認められ、広葉樹のパルプ化、硬質繊維板は特に推進さるべきである。また、木材糖化に関しては、工業化試験を助成して、フルフラール、醋酸、イタコン酸など化学製品の経済的採算性が確立され、工業化の段階に至ることを期待すべきである。

四. エネルギー産業部門

エネルギー部門については、産業活動水準の上昇に対応する供給バランスの確保をもって目標とすべく、あわせて石炭を中心とするエネルギー・コストの合理化を絶対的に必要とする。量的バランスにおいては、石炭および電力のごとく資源利用の見地より優先せしむべきものをもってまず需要をまかない、石油、天然ガスおよび原子力の供給をもってこれを補充することを建前とする。

1. 石炭鉱業

石炭の合理化投資は、エネルギー・コストの中軸として炭価切下げのために優先的行なわらるべきことはもちろんであるが、他方では低品位炭利用の具体化を通ずるコスト切下げも試みられる必要がある。しかしながら、将来のエネルギー構成における石炭の相対的地位の低落は不可避であり、炭価がどうなるかによっては、石炭鉱業の安定は必ずしも保証されえないであろうから、化学工業分野への進出につい

ては、政府および企業の双方より努力が払われるべきであろう。

2. 電力事業

電源開発は、既定計画に沿って促進されるべきであるが、このコスト上昇傾向は水主火従主義の再検討の必要を示唆しており、また、石炭需要の確保の見地からも、新鋭火力の建設が果すべき役割は大である。他方で将来のエネルギー構成における電力の重要性にかんがみ、そのコスト上昇を最小限度に止めるための諸措置（ロス率改善、余剰電力利用、経営合理化など）を強力に推進する必要がある、さらに電気料金の安定化も実現されることが望ましい。

3. 石油業

石油業においては、石油化学との関連において精製設備（特に分解改質装置）の計画的かつ重点的な利用態勢が整備されるべきであろう。また国内原油の開発、天然ガスの開発については今後の成果に期待するべきものがある。

4. 原子力

将来のエネルギー・バランスの赤字を補填するため、原子力利用計画の促進は最も重視されるべきであり、わが国においても原子力利用十ヵ年計画のごときものが策定される必要がある。しかし、計画の国民経済的意義の重大性にかんがみ国内技術の確立の必要、総合エネルギー・バランスとの量的関連、国際情勢の変化などを勘案してわが国の実状にそくした計画とするように慎重に考慮する要がある。

5. その他

石炭完全ガス化方式の採用などによる都市ガスの拡充、その他薪炭消費の節減をはかる諸施策により、家庭燃料効率の向上と木材資源の保全が促進されるべきである。

6. 防衛産業部門

米軍域外調達と防衛平時需要の小規模性とは、防衛産業の経営をきわめて不安定ならしめる素因をなしており、需品補給の量質両面の充足を期するためには、設備、技術などについて、ある程度の財政的負担を不可避とするであろう。その意味において、防衛産業の構造的問題は、主としてその質的な特殊性の面に存している。

原子力関係資料ならびに協力者など

第 1 号	世界の原子炉表	原子力平和利用調査会
第 2 号	カナダにおける水力火力と原子力発電のコスト比較	原子力平和利用調査会
第 3 号	イギリスでのコスト比較	原子力平和利用調査会
第 4 号	原子力発電の経済性	原子力平和利用調査会
第 5 号	初期の原子力発電所における発電コストとプルトニウムの価値	原子力平和利用調査会
第 6 号	日米原子力協定についての見解	原子力平和利用調査会
第 7 号	原子力の産業利用	茅 誠司 杉本 朝雄 田中 慎次郎
第 8 号	原子力発電の将来	パトナム著抄訳
第 12 号	新産業の概観	日本産業構造研究会 中間報告
号 外	原子力の平和への利用 (写真集)	電力経済研究所
第 13 号	日本における放射性同位元素の現状	米国大使館提供資料
第 15 号	ストローズ原子力委員長の記者団会見	米国大使館提供資料

◎ 原子力産業利用資料

原子力産業利用施策の責任主体確立に関する一案

原子力情報 (第 1 号～第 11 号)

原子力訳語集 (第 1 号～第 2 号)

原子力資料

1. 諸外国における原子力の経済的意義
2. 英国における将来のエネルギー問題
3. 英国原子力政策
4. 英国ハーウェル原子力研究所の概要

5. 原子力の平和的利用の研究
6. 放射性廃棄物処理、原子力革命、原子放射線の活用
7. 原子力の将来の見通しについての特別会見記事
8. 英国原子力公社設立について
9. 原子力工業の経済性について
10. 英国の原子力発電十カ年計画
11. 世界のエネルギー統計
12. 石墨の技術と製造

◎ 原子力平和利用調査会資料一覧

- △ 原子力情報 (第1号～第23号)
海外の原子力についての新情報、毎月発行
- △ 原子力関係目録 (第1号～第7号)
内外で刊行されたものが収録されており、毎月発行
- △ フォーラム・メモ (第1号～第5号)
アメリカ最大の民間原子力研究機関であるアトミック・インダストリアル・
フォーラムが原子力開発ニュースとして毎月発行したものの邦訳
- △ 原子力の産業利用
- △ 原子力発電の将来 (パトナム著抄訳)
- △ 原子力産業利用の建議について
- △ 日本における放射性同位元素の利用現状
- △ 原子力の平和への利用 (写真集)
- △ 原子力産業利用施策の責任主体に関する一案
- △ ストローズ原子力委員長の記者団会見
- △ 欧米の原子力産業開発の現状
- △ 諸外国における原子力の経済的意義 (第1号)
- △ 英国における将来のエネルギー問題 (第2号)
- △ 英国における原子力政策 (第3号)
- △ イギリス・ハーウェル原子力研究所の概要 (第4号)
- △ 原子力の平和利用の研究 (第5号)

- △ 原子力の諸問題 (第6号)
- △ 原子力の将来の見通しについて特別会見記事 (第7号)
- △ 英国原子力公社設立について (第8号)
- △ 原子力工業の経済性について (第9号)
- △ 英国の原子力発電十年計画 (第10号)
 - 英国議会に提出された原子力発電建設計画の全訳、原子力発電開発の方針・原子力発電費の推定・原子力発電開発の計画概要・政府の燃料政策中で「本計画」の占める地位・原子力の一般原理・電力需要予想
- △ 世界のエネルギー統計 (第11号)
 - 地域別・国別・年別のエネルギー諸統計、地域別・国別・年別の各種燃料の諸統計
- △ 石墨の技術と製造 (第12号)
 - 人口石墨体の製造法・原子力に利用する石墨の諸性質・解決すべき問題点
- △ アメリカの民間における原子炉開発 (第13号)
 - 民間五つの研究グループの研究発表
- △ 濃縮ウラニウムについて (第14号)
 - 濃縮ウラニウムと泥炭および原子力による電力
- △ 原子力訳語集
 - 原子力の専門用語 500 について解説が附してある
- △ 現下わが国の原子力開発問題に対する見解
 - 原子力問題について種々論議が行われたので、公正な立場でこれを検討、わが国のとるべき基本的見解を明らかにした
- △ 米、トルコ原子力協定とその問題点 (第15号)
 - 両国の原子力協定文の紹介・問題点の解説
- △ 新原子力法とアメリカ民間企業 (第16号)
 - アメリカ原子力双務協定担当大使モアーヘッド・パターソン氏の原子力平和利用に関する講演
- △ アメリカの新原子力法と双務協定 (第17号)
 - アメリカ新原子力法のうちで双務協定に関する部分の条文と解説
- △ 日米原子力協定についての見解 (第18号)
 - 去る6月21日に仮調印された日米原子力協定についての解説および見解
- △ 原子力平和利用国際会議を終えて (第19号)
 - 去る8月ジュネーブで開催された国連主催の原子力平和利用会議の概要

- △ 原子力平和利用海外調査団調査報告書（第20号）
昨年12月に海外に派遣された原子力海外調査団の報告書であり、各国別に原子力事情がのべてある
- △ イギリスにおける原子力発電と水力発電との比較（第21号）
ジュネーブ会議で発表されたイギリスの論文の邦訳で、原子力発電のコストを分析したものである
- △ カナダにおける原子力発電の経済的見透し（第22号）
ジュネーブ会議で発表されたカナダの論文の邦訳
- △ 初期の原子力発電所における発電コストとプルトニウムの価値（第23号）
ジュネーブ会議で発表されたイギリスの論文の邦訳
原子力発電コストとプルトニウム価格との関係を分析したものである
- △ 世界の原子炉表（第24号）
世界で現在運転中および計画中の原子炉の諸要項を各原子炉別にまとめたもの
- △ 原子力の経済性（第25号）
ジュネーブ会議で発表されたアメリカの論文邦訳、各種原子炉についての原子力発電コストの分析
- △ わが国原子力法制の運用整備についての見解（第26号）
原子力三法の運用ならびに日本の原子力態勢に関する当調査会の見解
- △ アメリカの原子炉開発（第27号）
アメリカ原子力委員会第18期半年報告の中の「原子炉開発」の項を邦訳したもの
- △ 原子力に関する特許制度について（第28号）
米、英、インドの原子力法とも関連させて論ぜられている
- △ 原子力機関車について（第29号）
原子力を動力として機関車に利用する計画の一例を紹介したもの
- △ 我国の原子力開発に当って（第30号）
第4回原子力月例懇談会における伏見康治博士の講演内容

◎ 原子力講習会

日 時 第1回講習会 11月2日～12月22日
 第2回講習会 11月8日～12月23日
 第3回講習会 2月9日～4月19日
 ＊毎週1回 午後1時～4時

場 所 千代田区大手町一丁目産経会館 (514号、515号室)

受講者数 第1回 57名
 第2回 56名
 第3回 103名

第3回原子力講習会日程

(日程)	(題目)	(講師)	
第1日	原子力とは 原子物理学概論 サイクロトロン類	渡辺誠毅 庄司 洵 "	朝日新聞社調査研究室 原子力平和利用調査会 "
第2日	原子炉とは 原子炉の型式	大塚益比古 "	電源開発株式会社原子力室 "
第3日	原水爆と原子炉 放射線傷害	森 一久 吉沢康夫	中央公論社「自然」編集部 東大医学部放射線科
第4日	原子炉材料 重 水 石 墨	立花 昭 神保元二 佐々木泰一	電源開発株式会社原子力室 東大工学部化学工学教室 東海電極株式会社研究所
第5日	ウランウム・トリウム 濃縮ウランウムと 天然ウランウム	島 誠 立花 昭	科学研究所 電源開発株式会社原子力室
第6日	原子炉の制御について 原子炉の安全性	服部 学 庄司 洵	東大理学部物理学教室 原子力平和利用調査会
第7日	アイソトープと測定器具 放射線化学	平田 穰 夏目晴夫	科学研究所 東大理学部化学教室

第8日	医学生物学における アイソトープの利用	野口照久	東大医学部生化学教室
	化学に於ける アイソトープの利用	池田長生	教育大学化学教室
第9日	動力用原子炉	湯原 裕	電源開発株式会社原子力室
	原子動力の経済性	田中好雄	総理府原子力局
第10日	原子力双務協定	佐久間稔	電源開発株式会社原子力室
	原子力の特許について	織田李明	特許庁審議室
第11日	世界の原子力情勢	阿部滋忠	原子力研究所

◎ 新エネルギー研究懇談会委員

(委員)

井戸 剛	伊藤忠商事株式会社
唐津 一	日本電信電話公社
岸田純之助	朝日新聞「科学朝日」
桜井 忠成	防衛庁統合幕僚会議
末田 守	日本原子力産業会議
関川栄一郎	酣燈社「航空情報」
竹内 端夫	東京天文台 東大助教授
為我井忠敬	防衛庁航空幕僚部
村重 正直	防衛庁陸上幕僚部
森 一久	電源開発株式会社
伊藤 聰一	日本油脂株式会社

(刊行物)

「新エネルギー」

- 第1巻 エネルギー貯蔵、人工衛星の軌道観測、月ロケット、
予測理論、最近の世界情勢、原水爆禁止協議会の活動
- 第2巻 原爆による台風進路変更の可能性、核爆発の非軍事的利用、核爆発に
よる熱と動力の新利用法

◎ 近年度の刊行資料

平成 13 年度

- I. 「電力規制緩和と小口需要者」に関する懇談
 - ① 電力規制緩和の結果（欧米）として、電力需給の今後の在り方について
 - ② 最近の米国のエネルギー政策とその動向
- II. 電力、価格と先行投資に関する調査研究
 - ① 21 世紀の石油、天然ガスの貯存状況、探鉱、採掘、長距離輸送等の問題点について
 - ② 世界のエネルギー需給
 - ③ 発電、送配電、消費のバランスについて
- III. プルトニウムの燃料利用
 - ① 20 世紀、原子力、核軍縮
 - ② シベリアのエネルギー・原子力
- IV. 「エネルギーいんふおめいしょん」の発行と頒布の拡大
 - ① 地球温暖化問題
- V. マスコミ関係者との意見交換・勉強会
 - ① 原子力発電に関する社会のコンセンサスについて
- VI. その他事情について
 - ① 核兵器解体に関する米露相互協力計画

平成 14 年度

- I. 21 世紀の多量殺戮兵器（核兵器・核軍縮）と同時多発テロについて
— 9.11 同時多発テロが表面化させた諸問題 —
 - I-① 同時多発テロについて
 - I-② 米国核不拡散関係者との対話：
Harvard 大学 (Kennedy School) との共同セミナー
 - I-③ 同時多発テロと多量破壊兵器
(Weapons of a Mass Destruction, WMD)
 - I-④ 原子力発電所の防護
- II. 中国の包蔵水力 — 中国の水資源と水力発電 —

- III. 朝鮮半島の電力事情について
 - III-① 韓国の電力事情
 - III-② 朝鮮民主主義人民共和国の電力事情
- IV. ロシアの電力事情について
- V. 欧米に於ける電力規制緩和
 - V-① 欧米に於ける電力規制緩和動向
 - V-② 電力規制緩和 — その動向と課題 —
 - V-③ エンロン問題の真相について
- VI. わが国における原子力発電バックエンド政策について
- VII. 「エネルギーいんふおめいしょん」の発行と頒布の拡大
- VIII. マスコミ関係者との意見交換・勉強会
- IX. その他の事業について
 - IX-① 米ロ攻撃戦略核弾頭削減条約
— Strategic Offensive Reduction Treaty : SOR 条約、2002年 —

平成 15 年度

- I. 国際協力
 - (国際協力論)
 - I-① 北朝鮮の核開発問題
 - I-② 世界の麻薬
 - I-③ ごみと人間の生活
- II. 地球レベルの水循環
 - II-① 地球をめぐる水と水をめぐる人々
 - II-② 水をめぐる最近の問題
- III. 電力節約について
 - III-① 次世代の省エネルギー照明光源「発光ダイオード」
 - III-② 暮らしのエネルギーと待機電力
- IV. 電力規制緩和について
 - IV-① 新しい電力事業制度の評価「欧米諸制度との」比較を中心に
 - IV-② 北米大停電と自由化の関係「送電設備投資問題を中心に」
- V. 「エネルギーいんふおめいしょん」の頒布と拡大

- VI. マスコミ関係者との意見交換・勉強会
- VII. その他の業務活動
 - VII-① 米ロ核不拡散と日本の役割「日・ロ原子力協力の今後」

平成 16 年度

- I. 中近東の情勢と諸国の現状
 - I-① 国際政治の中のイスラム
 - I-② 中東問題の現状と今後の見通し
 - I-③ 移民の国アメリカ
- II. 設備効率・省エネルギー等
 - II-① 配電線の地中化「配電設備形成の現状と地中化」
- III. 21 世紀のエネルギー需給について
 - III-① 国際パイプライン計画の現状
 - カスピ海周辺・シベリアの資源をめぐって —
 - III-② ロシアの石油・中東、中央アジア天然ガス開発の現状と展望
 - III-③ 石油危機から 30 年、エネルギー需要構想の変貌と政策課題
- IV. 「エネルギーいんふおめいしょん」の頒布と拡大
- V. マスコミ関係者との意見交換・勉強会
- VI. その他業務活動
 - VI-① 日・ロ原子力協力の今後
 - 1) ロシアの北方艦隊退役解体事業調査報告書
 - 2) ロシアの解体プルトニウム処分と日本の軍縮外交の現状と問題点
 - VI-② 原子力平和利用の歴史
 - VI-③ 核兵器のしめつけと世界環境の重荷
 - 1) 核兵器廃絶の夢 — 核不拡散論議 60 年の推移
 - 2) 核兵器 60 年の歴史と環境問題

平成 17 年度～ 18 年度

- I. 「国際石油情勢の展望」
- II. 国際協力論、核軍縮、地球環境、有限な世界
- III. 気候変動に関する国際的な将来枠組みをめぐって

- IV. 核燃料サイクルの評価
 - 新原子力長期計画（原子力政策大綱）策定に向けたコスト削減等 —
- V. 原子力賠償制度の現状と課題
- VI. 保障措置（SG）検査
- VII. 中国のエネルギー事情
- VIII. アフリカ：第3の「開放」の時代を迎えた
 - 2005年を歴史的転換点に —
- IX. サハラ以南のアフリカ

解散の発議と手続

平成18年5月2日	第72回理事会にて「解散」について審議
平成18年6月23日	第73回理事会にて「解散」ならびに清算人の選任、 (理事全員が清算人となる) 残余財産の処分についての議決
平成18年6月23日	経済産業省へ解散の許認可申請
平成18年6月30日	経済産業省から解散の許認可
平成18年7月始め	解散及び清算人の登記申請
平成18年7月12日	解散及び清算人の登記完了
平成18年7月28日	経済産業省へ解散及び清算人の登記完了届け提出
平成18年8月始め	東京都官報販売所へ官報へ催告の掲載を依頼
平成18年8月14日～ 16日迄3回の公告	第1回公告日より2ヶ月間異議申し立てを受付 (10月14日完了)
平成18年10月25日	清算人会議に於いて残余財産の処分について審議可決
平成18年10月26日	経済産業省へ残余財産処分許可申請提出
平成18年11月7日	残余財産の処分許可
平成18年11月14日	残余財産(114.7万円)の引渡し(国庫へ寄付)
平成18年11月22日	経済産業省へ清算終了届け提出

写真をご提供いただいた方々（敬称略）

「小坂順造」	信濃毎日新聞社
「橋本清之助」	橋本久道
「小坂善太郎」	共同通信社
「津野田知重」	津野田和枝
「後藤文夫」	後藤知夫
「丸の内仲12号館」	三菱地所（株）
「旧丸ビル」	三菱地所（株）

あ　と　が　き

創立直後から50年以上に亘り、当研究所と付かず離れずのお手伝いを続けさせて頂いたばかりでなく、本文にも一部記述いたしましたように、当研究所との特異なご縁で、自分の人生も少なからず方向付けられたものであります。昨年「解散」の手続きを終えた時、理事会の諸侯から小生に、この「小史」の取りまとめを仰せつかったのは、馬齢を重ねつつも、元編集者という「すずめ百まで」位の力は、まだ残っていそうと、見込まれた故でございましょうか。

累代の事務局の方々の努力で古い資料の保存が期待以上でしたし、関連の写真なども、上記のようにご遺族などからのご協力を頂き、最低限の「史料」を収容することが出来たかと存じております。

本文の記述については、何人かの方に推敲もお願いしましたが、とくに「戦後電気事業における官民の関係」（特別分析）については、「文責」は私に有るものをご了解ください。

また御読み下さった方で、お気づきの点などあれば、是非とも御啓示下さいますようお願い致します。

（森　一久　記）

財団法人 電力経済研究所 小史

平成 19 年 7 月 30 日 発行

編著者 森 一 久

発行者 UCN 会

〒105-0004 東京都港区新橋 5-18-1

新橋パークサイドビル2階

Tel 03-5777-6865 Fax 03-3431-6461

事務局 津田 敦子

印刷・製本 (株) 順 成

〒151-0071 東京都渋谷区本町 3-21-5

Tel 03-3372-3003 Fax 03-3372-3002

平成19年9月

各 位

U C N 会
(「電力経済研究所 小史」刊行元)

謹啓 残暑の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

早速ながら、昨年末(財)電力経済研究所が、その55年の歴史を閉じて、解散と相なりました。本財団の活動等の概要を「小史」にまとめるに当たり、私共がその刊行を仰せつかり、この度ようやく完成いたしましたので、ここにお届けさせていただきます。

時節柄、ご健勝を心よりお祈り申し上げます。

謹白

— 本件連絡先 —

UCN会 森 一久
(事務局) 津田敦子

〒105-0004

東京都港区新橋5-18-1 新橋パークサイドビル2階

Tel : 03-5777-6865 Fax : 03-3431-6461

Email : ucn@luck.ocn.ne.jp